

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

令和5年度第1回会議

日時 令和5年6月6日 午後2時から

場所 WEB会議

(事務局及び傍聴者は京都経済センター 会議室6-E)

— 次 第 —

- 1 開会
- 2 議題
 - 審議 特定個人情報保護に関する全項目評価書の第三者点検について（パブリックコメントの結果報告を含む）
 - 報告1 令和4年度における情報公開条例第22条の規定に基づく運用状況及び個人情報の開示請求等に関する運用状況の公表並びに令和4年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について
 - 報告2 改正個人情報保護法の施行に伴う対応について
 - 1 関連規程の整備
 - 2 開示等の処分の審査基準
 - 3 保有個人情報の安全管理措置
 - 報告3 情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて
 - 報告4 府内基礎自治体（京都市）における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う後期高齢者医療被保険者への経過措置実施に向けた、経過措置対象候補者への通知業務のためのデータ提供に関する事務について
- 3 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏名	職名等	
情報セキュリティ	くろだ ともひろ 黒田 知宏	京都大学医学部附属病院 医療情報企画部教授	
学識	たにぐち たかし 谷口 隆司	洛和会京都健診センター 参与	
学識	はしもと よしゆき 橋本 佳幸	京都大学大学院法学研究科教授	会長
報道	みちまた たかひろ 道又 隆弘	京都新聞社編集局総務	
弁護士	よしとみ りゆう 吉富 竜	弁護士	職務代理

任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日

特定個人情報保護に関する全項目評価書の第三者点検について

1 はじめに

令和6年4月までに※予定されている後期高齢者医療広域連合電算システムのクラウド化に伴い、国の「クラウド・バイ・デフォルト原則方針」に則り、これまで各広域連合が保有・管理する環境に構築していたサーバーからクラウド事業者が保有・管理する環境に構築するサーバー（クラウド上）に移行・構築されることとなり、全国の広域連合が共同して委託する集約機関（国保中央会）が管理することになる。このことにより、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の一部を修正し、特定個人情報保護評価の再実施を行った。

※令和5年4月14日付で「令和7年4月までに」に変更されています。

2 全項目評価書の変更点の概要

※前回審査会（令和5年3月8日実施）でのご意見を踏まえた変更を加えた後の変更はありません（変更箇所は、下線部分）。

- ①標準システムのクラウド化に伴い、クラウド環境における管理やクラウド環境へ移行する際の作業、移行後の特定個人情報の消去、機器類の廃棄等に係るリスク等に対する措置
- ②個人情報保護法の改正等に伴う変更
- ③その他、法令に合わせた条項の修正、字句、用語等の整理

3 特定個人情報保護評価の再実施等について

- ・上記2①②に関する変更は、特定個人情報ファイルに対する「重要な変更」に当たることから、特定個人情報保護評価に関する規則（以下、規則）第7条第1項の規定に基づき、特定個人情報保護評価の再実施が必要
⇒ **別紙**のとおり実施
- ・再実施後、規則第7条第4項の規定に基づき当審査会における第三者点検を受けるものとされていることから、今回、ご審議を賜る。
- ・規則第7条第5項、第6項の規定に則り個人情報保護委員会に提出するとともに、広く一般に公表する予定

4 その他

<報告>

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の修正

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
 - ・②法令上の根拠第31条の2を第31条の2の2へ法令に合わせ記載の修正を行った。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都府後期高齢者医療広域連合

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
	<p><制度内容></p> <p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。</p> <p>後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)(以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。</p> <p>対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。</p> <p>後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない。)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。</p> <p>後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一体的に委託することが可能になった。</p> <p>さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格確認を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。</p>

<事務内容>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)

後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。

基本的な役割分担は、

- ・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付
- ・市区町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。

1. 資格管理業務

- ・被保険者証等の即時交付申請

住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。

- ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動

市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。

- ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。

※1:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。

※1-2:オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。

2. 賦課・収納業務

- ・保険料賦課

市区町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市区町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する(※2)。

- ・保険料収納管理

広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市区町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。

(※2) 保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能

3. 給付業務

市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。

(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)

平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。

また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。

(※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。

また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。

(※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

市区町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。

②事務の内容 ※

③対象人数

[30万人以上]

<選択肢>

1) 1,000人未満

3) 1万人以上10万人未満

5) 30万人以上

2) 1,000人以上1万人未満

4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

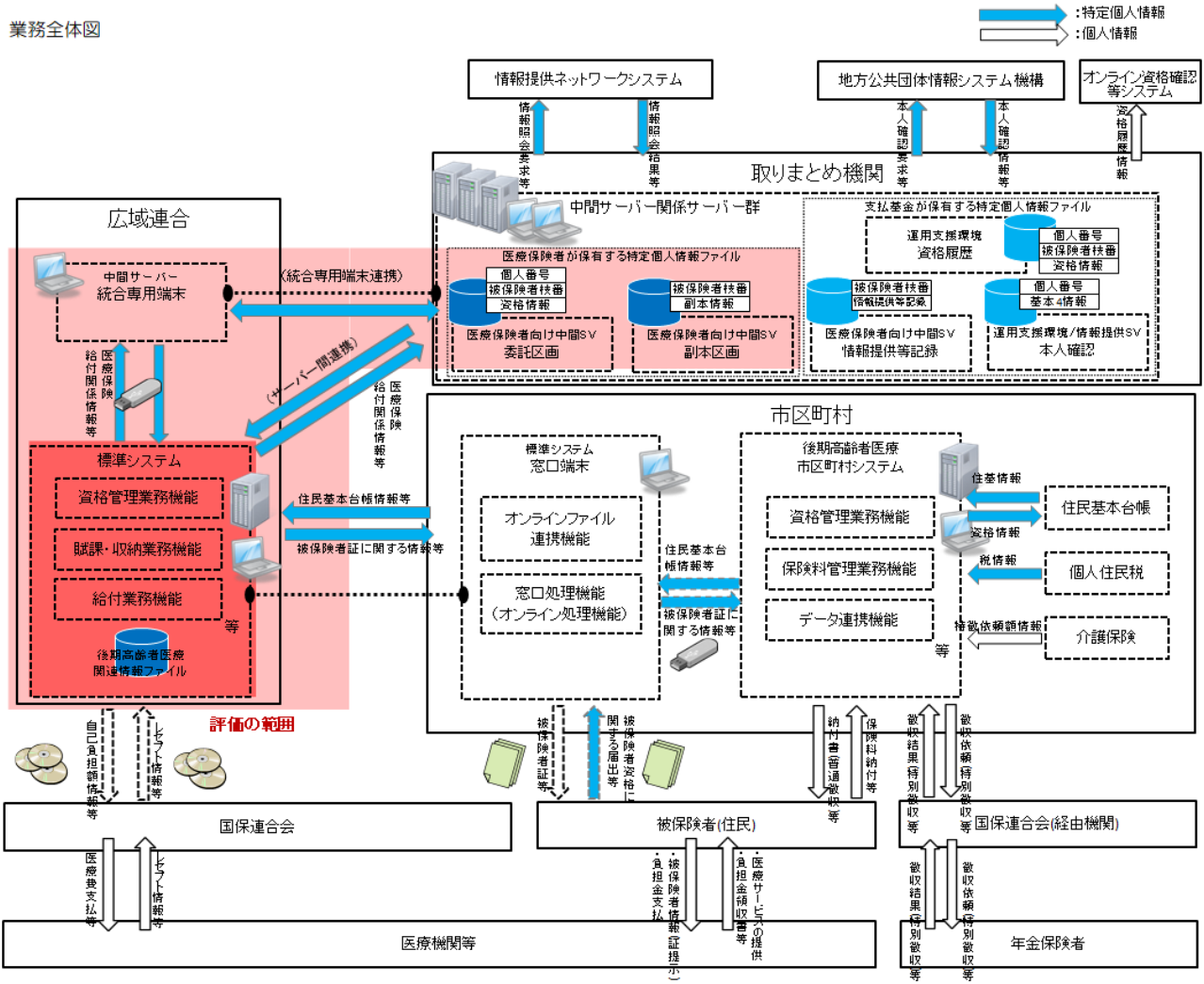
<p>①システムの名称</p>	<p>後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理及び広域連合が管理する標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>1. 資格管理業務 (1)被保険者証の即時交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。 市区町村の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する。 (2)住民基本台帳等の取得 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市区町村の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務 市区町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザーを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p> <p>4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 標準システムは市区町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための加入者情報に関するファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。</p> <p>5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための副本情報に関するファイルを標準システムから取得し、統合専用端末を介して、中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための副本情報に関するファイルを標準システムから取得し、統合専用端末を介して、中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための副本情報に関するファイルを標準システムから取得し、統合専用端末を介して、中間サーバーへ送信する。</p>

	<p>6. 情報照会業務</p> <p>(1)情報照会要求 市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末を介して、中間サーバーへ送信する。</p> <p>(2)情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入力し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。</p> <p><u>なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を含む電子データにはアクセスしないこととし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。</u></p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市区町村で使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。 ・また、オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、中間サーバーにおいて医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際にも、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。 ・また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市区町村ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市区町村に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。 ・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。 ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コストなどの解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・住民基本台帳法 第30条の9
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 <p>当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	業務課
②所属長の役職名	業務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

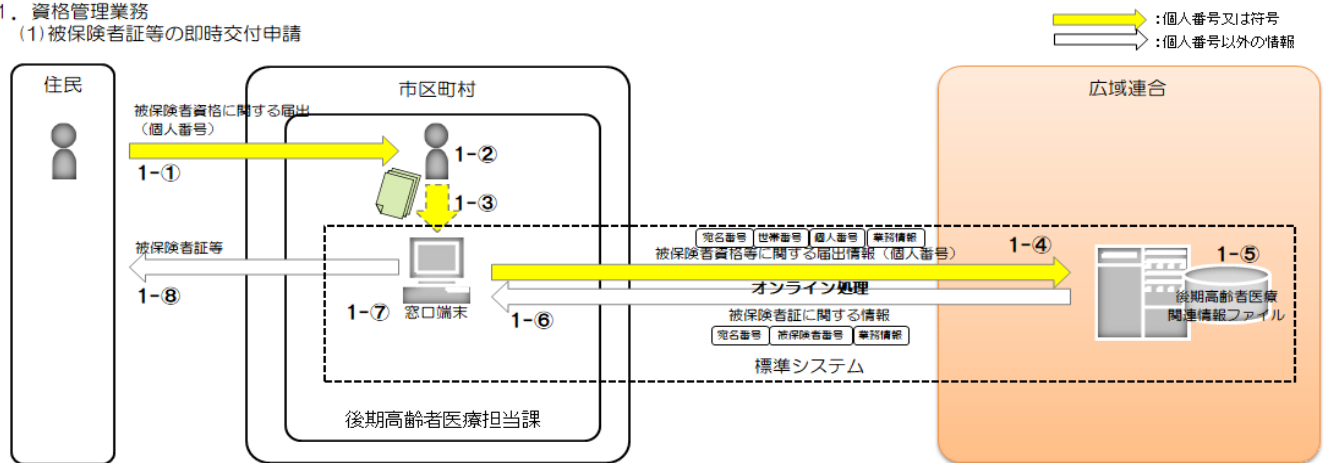
業務全体図



(別添1) 事務の内容

1. 資格管理業務

(1) 被保険者証等の即時交付申請



(備考)

1. 資格管理業務

(1) 被保険者証等の即時交付申請

- 1-①市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
- 1-②市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 1-③市区町村の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
- 1-④市区町村の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号と併せて広域連合の標準システムに登録されることで、当該住民に対して資格取得がされる。
- 1-⑤広域連合の標準システムでは、市区町村において登録された「市区町村と同一の宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理される。
- 1-⑥市区町村の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
- 1-⑦市区町村では、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
- 1-⑧被保険者証等を交付する。

※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

- ・宛名番号及び世帯番号は、各市区町村がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は構成市区町村のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を市区町村コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に関する情報である。
- ・被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市区町村は所属している広域連合の被保険者番号を保有・管理している。被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。
- ・広域連合及び市区町村は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けて保有・管理している。

※オンライン処理について

- ・オンライン処理とは、市区町村に設置された市区町村の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

※オンラインファイル連携機能について

- ・オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市区町村の窓口端末に配信する機能のことという。

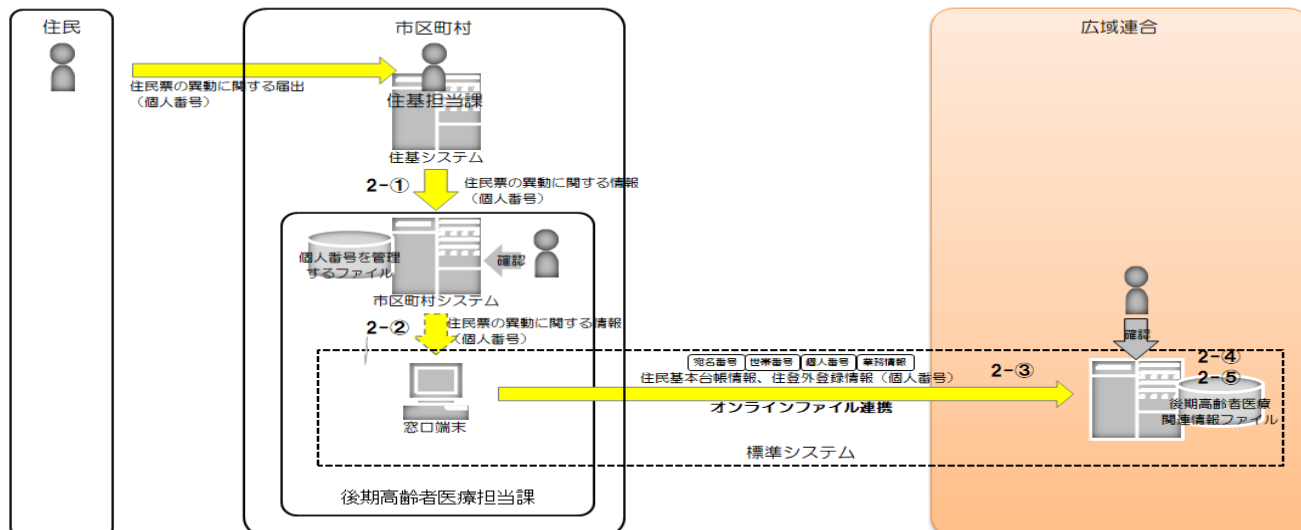
※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。

※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。

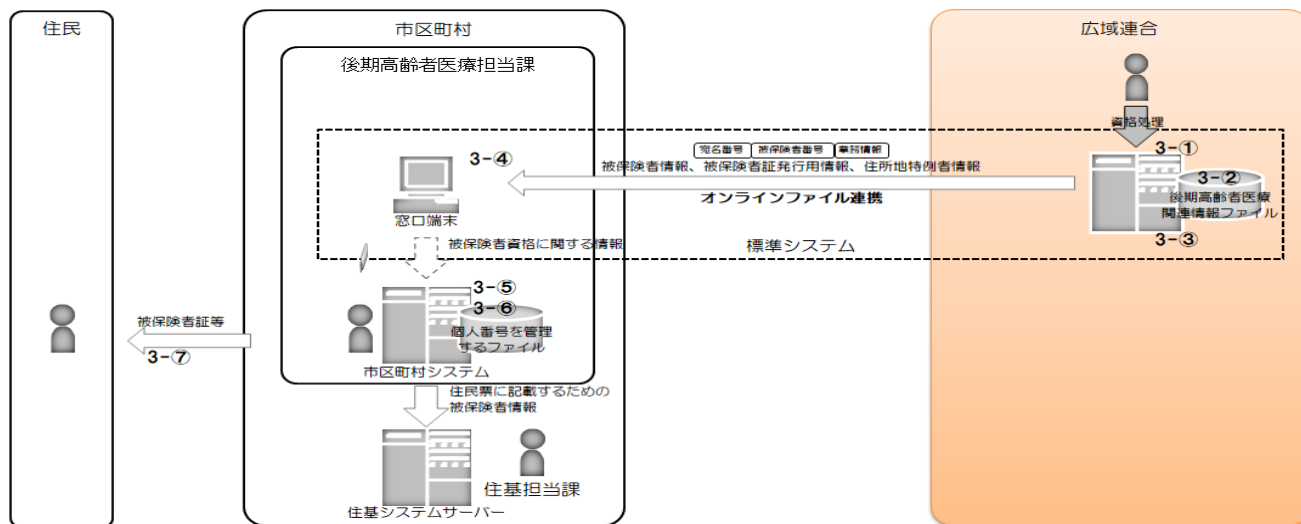
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

(2) 住民基本台帳情報等の取得



(3) 被保険者資格の異動



(備考)

(2) 住民基本台帳情報等の取得

- 2-①後期高齢者医療市区町村システム(以下「市区町村システム」という。)は、住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市区町村システムに更新する。
- 2-②市区町村システムから、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
- 2-③市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」が送信される。
- 2-④広域連合の標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 2-⑤広域連合の標準システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「市区町村と同一の宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理される。

(3) 被保険者資格の異動

- 3-①(2)において市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」により、広域連合は住民票の異動や年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
- 3-②広域連合の標準システムでは、「市区町村と同一の宛名番号」と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 3-③市区町村の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 3-④広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「被保険者情報」等を配信する。
- 3-⑤市区町村では、市区町村の窓口端末から「被保険者情報」等を電子記録媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
- 3-⑥市区町村システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 市区町村では、すでに「宛名番号」に紐付けて「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けて管理される。
- 3-⑦被保険者証等を作成して交付する。

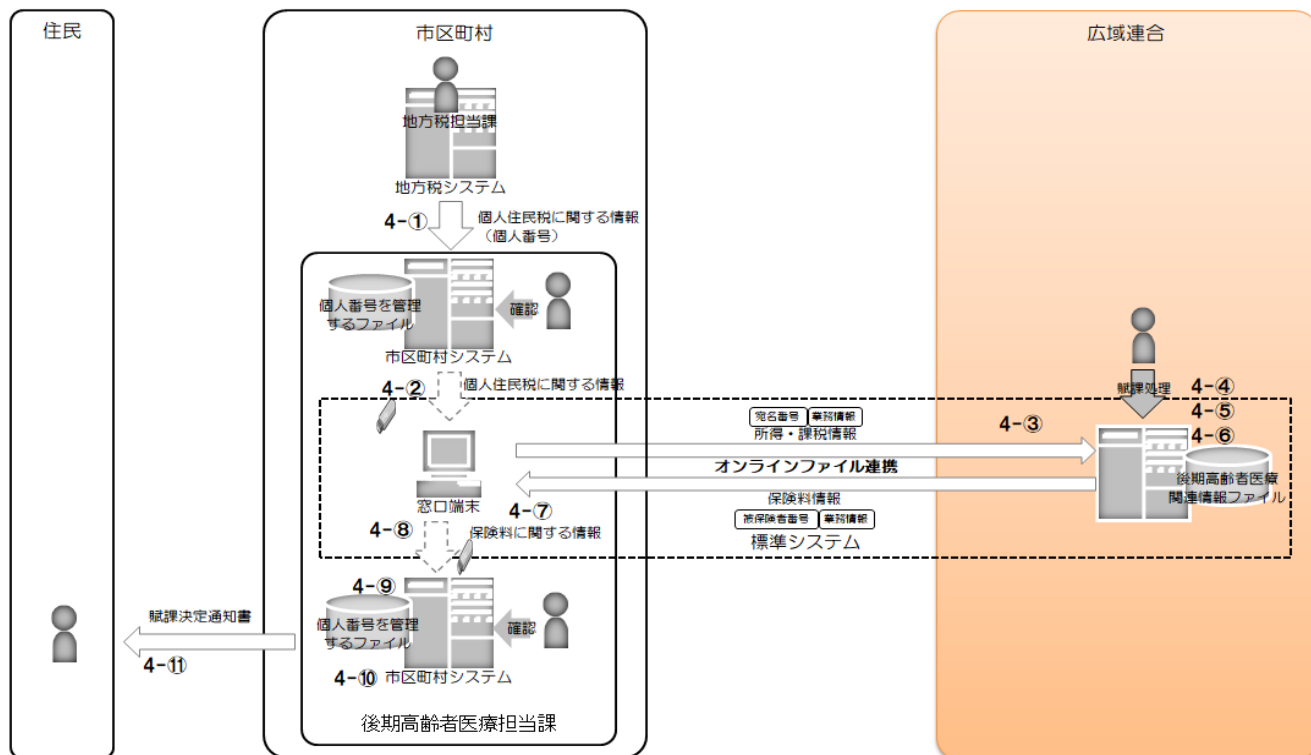
※被保険者番号の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。

※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載

※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

2. 賦課・収納業務
(1) 保険料賦課



(備考)

2. 賦課・収納業務

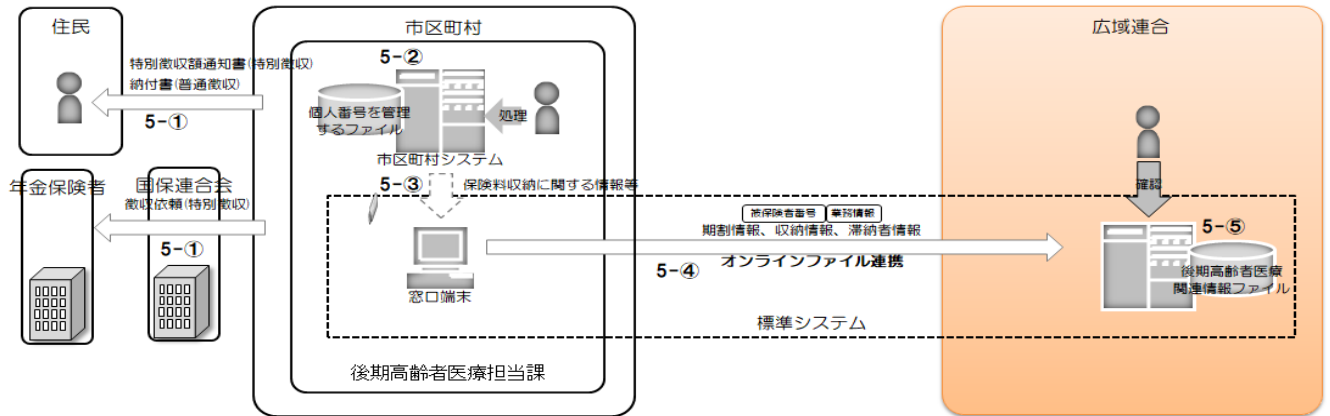
(1) 保険料賦課

- 4-①市区町村システムは、地方税システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、市区町村システムに更新する。
- 4-②市区町村システムから個人住民税情報を電子記録媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
- 4-③市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④広域連合の標準システムでは、送信された「所得・課税情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑤広域連合の標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑥広域連合の標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑦広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「保険料情報」等を配信する。
- 4-⑧市区町村では、市区町村の窓口端末から「保険料情報」等を電子記録媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
- 4-⑨市区町村システムでは、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑩市区町村システムでは、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-⑪通知書等を交付する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

(別添1) 事務の内容

(2) 保険料収納管理



(備考)

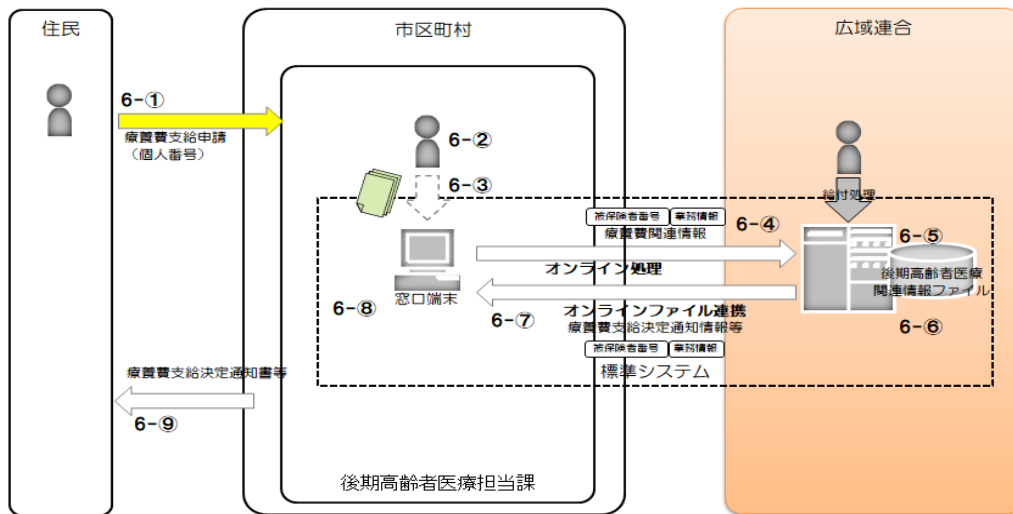
(2) 保険料収納管理

- 5-①市区町村で、保険料の徴収方法と納期を決定し、「特別徴収額通知書」や、「納付書」の交付を行い、保険料の徴収を行う。特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
- 5-②市区町村システムにおいて、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。
- 5-③市区町村システムから、保険料収納に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
- 5-④市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」が送信される。
- 5-⑤広域連合の標準システムでは、送信された「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

(別添1) 事務の内容

3. 給付業務



(備考)

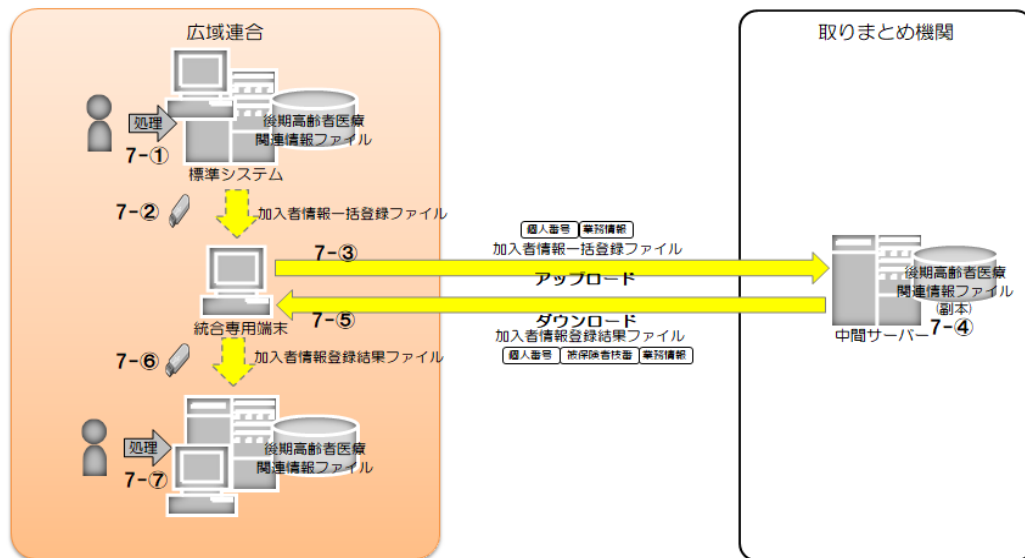
3. 給付業務

- 6-①市区町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6-②市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-③市区町村の窓口端末に、申請事項を登録する。
- 6-④市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費関連情報」が送信される。
- 6-⑤広域連合の標準システムでは、送付された「療養費関連情報」に基づいて、同システムで療養費の支給決定処理を行う。
- 6-⑥広域連合の標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成される。
- 6-⑦広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「療養費支給決定通知情報」等を配信する。
- 6-⑧市区町村において、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、療養費支給決定通知書等の発行を行う。
- 6-⑨療養費支給決定通知書等を交付する。

※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

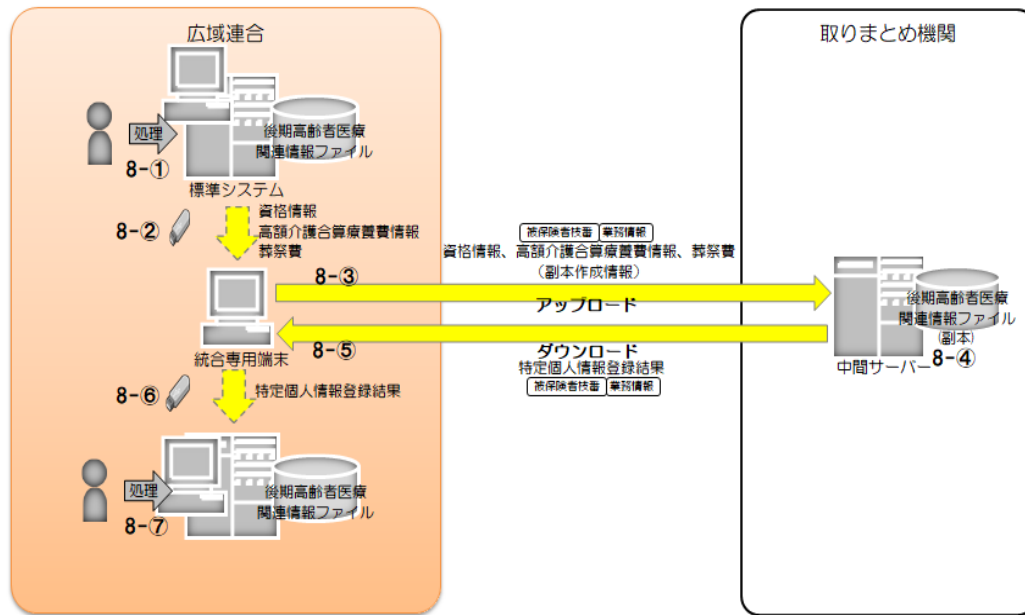


(備考)

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

- 7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
- 7-②広域連合の標準システムから加入者情報一括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 7-③統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報一括登録ファイルをアップロードする。
- 7-④中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
- 7-⑤中間サーバーから統合専用端末へ加入者情報登録結果ファイルをダウンロードする。
- 7-⑥統合専用端末から加入者情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 7-⑦一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)



(備考)

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインタフェースファイルを作成する。

- ・資格情報登録ファイル
- ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
- ・葬祭費登録ファイル

8-②広域連合の標準システムから上記8-①のインタフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。

8-③統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインタフェースファイルをアップロードする。

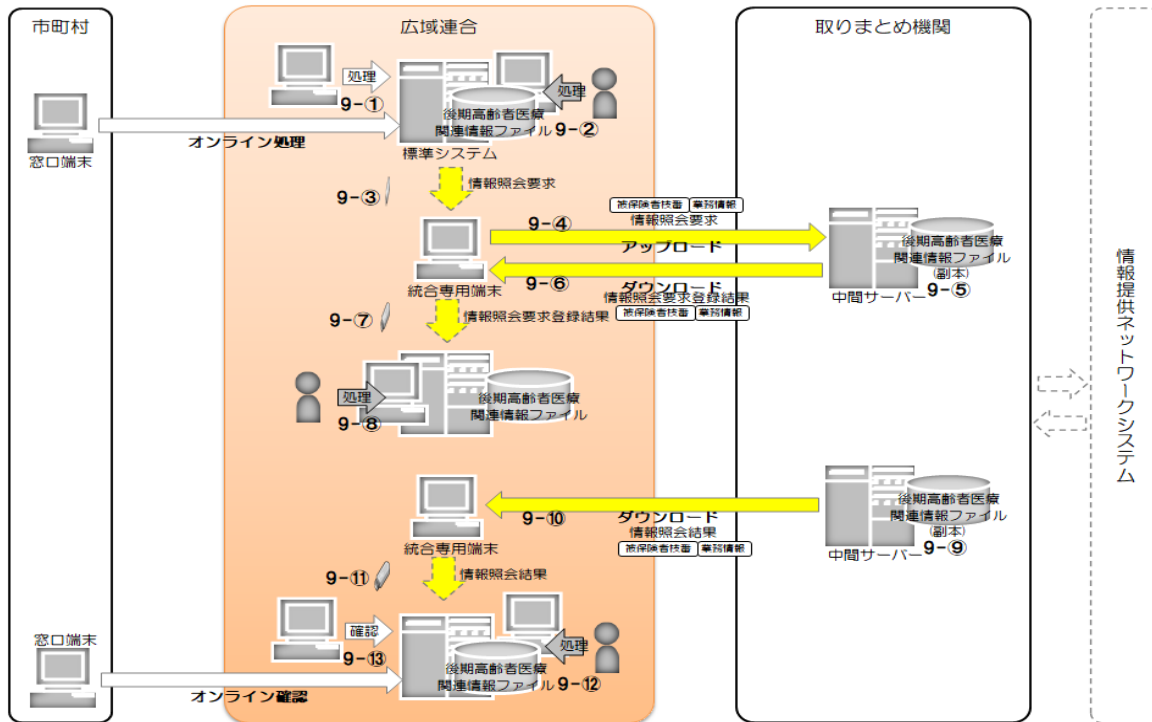
8-④中間サーバーで上記8-①のインタフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。

8-⑤中間サーバーから統合専用端末へ特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードする。

8-⑥統合専用端末から特定個人情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。

8-⑦一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

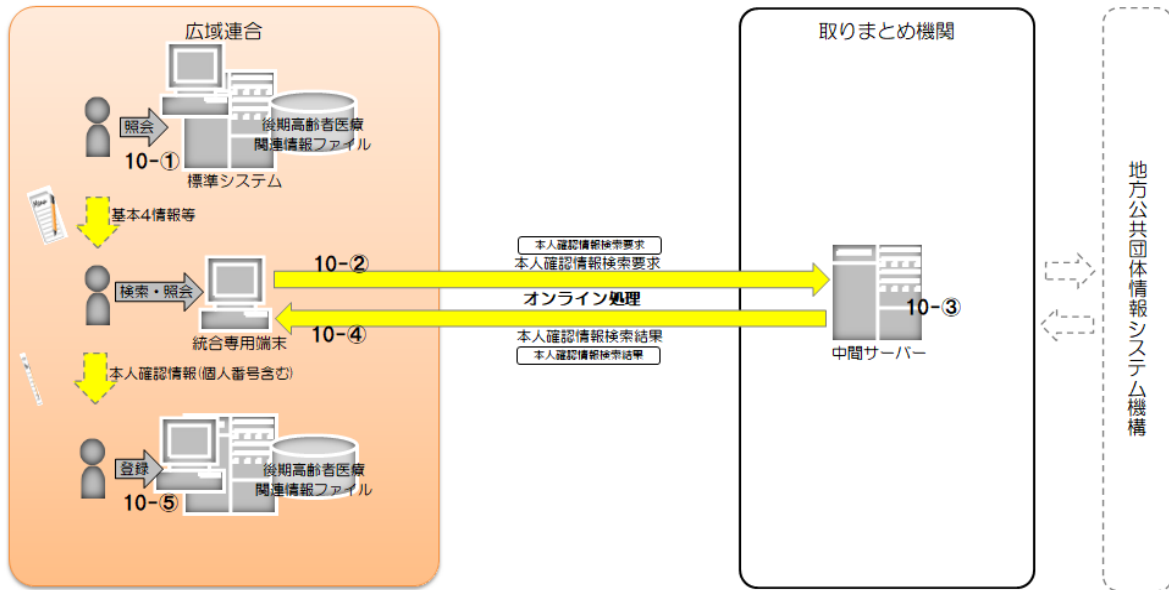


(備考)

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

- 9-①市町村の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
- 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
- 9-③広域連合の標準システムから情報照会要求ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 9-④統合専用端末から中間サーバーへ情報照会要求ファイルをアップロードする。
- 9-⑤中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
- 9-⑥中間サーバーから統合専用端末へ情報照会要求登録結果ファイルをダウンロードする。
- 9-⑦統合専用端末から情報照会要求登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-⑧一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
- 9-⑨中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
- 9-⑩中間サーバーから統合専用端末へ情報照会結果ファイルをダウンロードする。
- 9-⑪統合専用端末から情報照会結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-⑫一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
- 9-⑬市町村の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)



(備考)

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

- 10-①広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本4情報等を確認する。
- 10-②統合専用端末に、上記10-①で確認した基本4情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。
- 10-③支払基金は上記10-②で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。
- 10-④統合専用端末で、本人確認情報(個人番号を含む。)を確認する。
- 10-⑤広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関連情報ファイルを更新するなど(具体的な運用に関しては、広域連合と構成市区町村との間で、あらかじめ取り決めておく必要がある。)

※基本4情報等:基本4情報で個人番号を入手するケースに加え、個人番号で基本4情報を入手するケースを含む。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
その必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・その他住民票関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ・健康・医療関係情報:給付に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・障害者福祉関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	業務課

3. 特定個人情報の入手・使用

<p>①入手元 ※</p>	<p>[] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) [] 民間事業者 () [] その他 ()</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>1. 広域連合は市区町村から以下の特定個人情報を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する届出 転入時等に市区町村窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 →番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、届出のある都度で入手 ・住登外登録情報 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位) →個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度 ・住登外登録情報 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員 の住民登外登録情報(世帯単位) →個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で入手。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 ・賦課・収納業務 <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税情報 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報 →頻度は月次 ・期割情報 市区町村が実施した期割保険料の情報 →頻度は日次 ・収納情報 市区町村が収納及び還付充当した保険料の情報 →頻度は日次 ・滞納者情報 市区町村が管理している保険料滞納者の情報 →頻度は日次 ・給付業務 <ul style="list-style-type: none"> ・療養費関連情報等 市区町村等で申請書等を基に作成した療養費情報等 →頻度は月次 <p>2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。 →頻度は随時。</p> <p>3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する →頻度は随時。</p>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>1. 入手する根拠 ○当広域連合が構成市区町村の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠 【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法第292条 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条</p> <p>○構成市区町村の窓口業務担当部署が市区町村内の他の部署から情報を入手する根拠 【住民基本台帳情報】 ・住民基本台帳法第1条 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・番号法第9条第2項に基づく条例</p> <p>○地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 ・住民基本台帳法第30条の9</p> <p>○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報入手する根拠 ・番号法第19条8号及び同法別表第二項番80、81</p> <p>広域連合と市区町村は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当広域連合が構成市区町村の窓口業務担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市区町村内の他の部署から適切に入手した情報となっている。</p> <p>2. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出：転入時等に市区町村窓口において申請者に被保険者証を即時交付する必要があるため届出のある都度。 ・住民基本台帳情報：住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映する必要があるため日々。 ・住登外登録情報：被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者資格に反映する必要があるため日々。 ・賦課・収納業務 ・所得・課税情報：個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため月次。 ・期割情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日々。 ・収納状況：保険料に関する納付等の収納事務が日々発生するため日々。 ・滞納者情報：保険料に関する納付等の収納事務が日々発生し、保険料の納付によって滞納でなくなったことを滞納者情報に反映する必要があるため日々。 ・給付業務 ・療養費関連情報等：療養費の申請は日々発生するが、療養費は月ごとにまとめて支給決定するため月次。</p> <p>3. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化と併せて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。</p> <p>5. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性 ・当広域連合が構成市区町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から入手する。 ・統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会し、随時入手する。</p>
<p>⑤本人への明示</p>	<p>1. 高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。</p> <p>2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を示している。 ・資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 ・本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。</p>
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。</p>
<p>変更の妥当性</p>	<p>—</p>

⑦使用の主体	使用部署 ※	業務課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	1. 資格管理業務 ・被保険者証の即時交付申請 市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市区町村の窓口端末に入力する。市区町村の窓口端末への入力後は、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定が行われるので、市区町村の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。 ・住民基本台帳等の取得 市区町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信し、市区町村の窓口端末から同データを移出して、市区町村システム内に移入することで、市区町村システムにおいても同情報を管理する。								
	2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 個人住民税に関するデータを、市区町村の地方税システムから移出し、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報データを市区町村の窓口端末に配信し、市区町村の窓口端末から同データを移出して、市区町村システム内に移入し、市区町村では当該住民に賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納 市区町村システムでは、保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。また、保険料収納に関する情報等に関するデータを移出し、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。								
	3. 給付業務 市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、その届出内容を市区町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成する。市区町村の窓口端末で療養費支給決定通知情報等を移出して、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。								
	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。								
情報の突合 ※	・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを個人番号で行う。 ・同一広域連合内である市区町村から他の市区町村に転居した場合に、転居先の市区町村から入手した住民基本台帳等の情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて同一人の名寄せを行う。 ・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と突合する。								
情報の統計分析 ※	・個人に着目した分析・統計は行わず、資格取得、喪失等の集計や統計のみを行う。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	被保険者資格決定、保険料賦課額決定、給付金決定								
⑨使用開始日	平成27年10月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (5) 件
委託事項1	システム保守・運用業務
①委託内容	標準システムの定期的な運用及びメンテナンス等の保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の数
	対象となる本人の範囲 ※
その妥当性	標準システムの定期稼働のため、従来よりシステム保守業務を委託しており、個人番号取得後においても安定的な維持管理のため委託する。
③委託先における取扱者数	[10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (委託先へ特定個人情報を提供することはない(作業は本広域内設置端末及びデータセンター内設置端末に限られている。))
⑤委託先名の確認方法	当広域連合事務局内での閲覧により確認できる。
⑥委託先名	日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
委託事項2	中間サーバーにおける資格履歴管理事務
①委託内容	個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の数
	対象となる本人の範囲 ※
その妥当性	当広域連合における資格履歴を管理するため。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格管理を利用するため。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	当広域連合事務局内での閲覧により確認できる。	
⑥委託先名	京都府国民健康保険団体連合会(京都府国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の京都府国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、京都府国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて
委託事項3	中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務	
①委託内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供、およびオンライン資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者 注)なお、世帯構成員に関しては、情報提供は行わない。	
その妥当性	当広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	当広域連合事務局内での閲覧により確認できる。	
⑥委託先名	社会保険診療報酬支払基金	

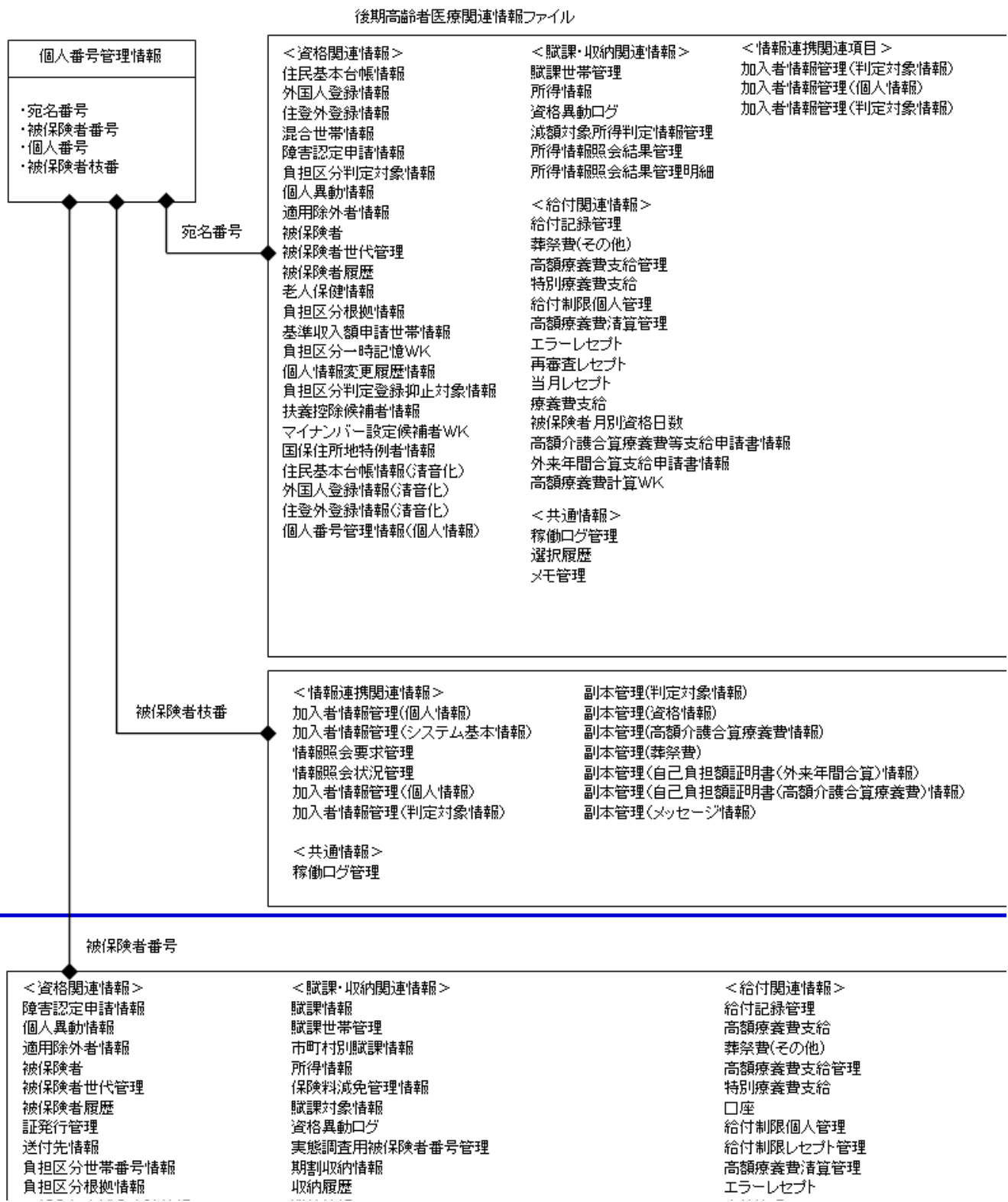
委託事項5		標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		標準システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、パッチ検証等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のインフラ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者。 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者。 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者。 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。
	その妥当性	システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。 クラウド環境の場合、受託者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解した上で、システム運用・保守を適切に行う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム直接操作)
⑤委託先名の確認方法		当広域連合事務局内での閲覧により確認できる。
⑥委託先名		国民健康保険中央会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [<input checked="" type="checkbox"/> 再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	委託先の国民健康保険中央会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国民健康保険中央会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
	⑨再委託事項	標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。
⑨再委託事項		標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="radio"/> 提供を行っている (20) 件 <input type="radio"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号 別表第二に定める各特定個人情報 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p><u>＜広域連合が保有・管理する環境に構築した標準システムにおける措置＞</u> 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入退出は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退出は、バイオ(生体)認証を実施している。 ・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退出は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、カードキー及びユーザIDとパスワードによって管理している。 ・サーバー室への入退出とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、<u>統括情報セキュリティ責任者(業務課長)及び情報セキュリティ管理者が職員等に対して実施する。</u> ・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ・<u>電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</u> <p><u>＜クラウド事業者が保有・管理する環境に構築した標準システムにおける措置＞</u> ①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>②特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><u>＜中間サーバーにおける措置＞</u> ・中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 												
	期間	<p>＜選択肢＞</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[20年以上]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	②保管期間 その妥当性	<p><u>＜標準システムにおける保管期間＞</u> 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。</p> <p><u>＜中間サーバーにおける保管期間＞</u> ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が当広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。</p>												
	③消去方法	<p><u>＜標準システムにおける措置＞</u> ・<u>保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。</u> ・<u>データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。</u> ・<u>廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。</u></p> <p><u>＜取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置＞</u> ・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に消去等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。</p>												
7. 備考														
なし														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

画像貼り付け



一部負担金減免申請情報
標準負担額減額認定情報
標準負担額減額入院情報
特定疾病認定申請情報
負担区分一時記憶W/K
過去被保険者番号情報
加入保険者情報
被扶養者障害特定疾病証明書情報
個人情報変更履歴情報
短期証資格証候補者情報
追加情報該当者
参照用負担区分情報
扶養控除候補者情報
限度額適用申請情報
被保険者(清音化)
被保険者履歴(清音化)
基準収入額申請世帯情報
個人番号管理情報(被保険者情報)
個別事情管理(加入者基本情報)
個別事情管理(加入者制御情報)
証交付不要申請管理

< 共通情報 >
稼働ログ管理
メモ管理

滞納情報
徴収猶予
徴収猶予内訳
期割収納削除情報
収納削除履歴
滞納削除情報
徴収猶予削除
徴収猶予内訳削除
減額対象所得判定情報管理
所得課税情報医療費収集用被保険者番号管理

< 情報連携管理情報 >
加入者情報管理(資格情報)
加入者情報管理(判定対象情報)
情報照会要求管理
副本管理(判定対象情報)
副本管理(資格情報)
副本管理(高額介護合算療養費情報)
副本管理(葬祭費)
副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報)
副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報)
加入者情報管理(加入者制御情報)
加入者情報管理(加入者資格情報)
加入者情報管理(被保険者証等情報)
加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報)
加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)

支給管理
高額該当管理
再審査レポート
当月レポート
療養費支給
被保険者月別資格日数
レポート負担区分管理
高額介護合算療養費等支給申請書情報
自己負担額証明情報
高額療養費特別支給金支給管理
特定医療費等連絡対象者管理
突合レポート増減情報
突合査定結果情報
後発医薬品差額通知送付情報
給付制限追加情報
一定点数超過管理セットアップ
一定点数超過管理
第三者行為求償連携管理
外来年間合算支給申請書情報
外来年間合算自己負担額情報
外来年間合算計算結果情報
外来年間合算計算結果内訳情報
高額介護合算計算結果情報
高額介護合算計算結果内訳情報
高額療養費計算W/K
高額該当負担区分W/K
他県公費累積W/K

< 情報提供等記録項目 >

処理番号
処理番号の枝番
事務名称
事務手続名称
情報照会者部署名称
情報提供者部署名称
提供の求めの日時
提供の日時
特定個人情報名称
不開示コード
過誤事由コード
被保険者枝番

< 本人確認項目 >

その他条件 履歴情報
その他条件 消除者
その他条件 異動事由
主たる照会条件
事務区分(住基法)
事務区分(番号法)
住所
住所(大字以降)
住民区分
個人番号
利用事由
変更状況
市町村コード
市町村名
性別
情報表示
氏名
氏名かな
券面記載の氏名
券面記載の氏名かな
券面記載氏名が通称名の場合の本名等
券面記載氏名が通称名の場合の本名かな
照会対象期間終了 年月日
照会対象期間開始 年月日
照会対象期間(照会基準日)
生存状況
生年月日
異動事由
異動年月日
異動有無
西暦 - 西暦

< 共通情報 >

稼働ログ管理
選択履歴
メモ管理

※中間サーバーに保存される「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システムで扱う特定個人情報ファイル(後期高齢者医療関連情報ファイル)の副本であることから、一体のものとして扱われる。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、市区町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェック(※1)を行っており、確認リスト(※2)が出力されたら、事務取扱担当者(※3)が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>※1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力するなどの機能のことを指す。 ※2:確認リストとはすでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、その旨がわかるようなリスト(一覧表)を指す。 ※3:事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のことで、実際に広域連合の標準システムを操作し運用する職員等を指す。</p> <p>(注)市区町村の窓口端末からのデータ送信については、内部利用と整理されているが、市区町村から広域連合への入手に準じるものとして評価を行っている。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除する。 ・当広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 <中間サーバーにおける措置> ・当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、市区町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目として表示されるので、必要以上の情報が市区町村から入力されることのリスクを軽減している。 また、市区町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインタフェース仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。</p>
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村において、厳格な審査が行われることが前提となる。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。</p>

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村において本人確認措置が行われている。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村において厳格な審査が行われることが前提となる。</p> <p>また、市区町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p>	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村において厳格な審査が行われることが前提となる。</p> <p>なお、被保険者に関する住民票の異動に関する情報については、市区町村が市区町村の窓口端末の画面入力にてデータベースに登録した情報と、市区町村の住基システムから入手した情報を突合し整合性チェックを行う。不整合がある場合には、確認リストを出力し、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。</p> <p>また、広域連合の標準システムにおいて対象者の検索結果を表示する画面には、個人識別情報と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、不正確な特定個人情報で事務を行うこと of リスクを軽減している。</p>	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムは市区町村の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータ that 漏えい・紛失すること of リスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・当広域連合における個人情報保護条例第45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。 <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	当広域連合では市区町村の宛名システムに相当するシステムは存在しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当広域連合では市区町村の宛名システムに相当するシステムは存在しない。
その他の措置の内容	広域連合の標準システムは独立したシステムとなっており、市区町村の窓口端末以外のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。 ・共用のユーザIDの使用を禁止する。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。 <p><u><クラウド移行作業時に関する措置></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。</u> ・<u>当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。</u> ・<u>広域連合ごとに適切なアクセス権に関するロール設定を割り当てることで、自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステム的に制御している。</u>
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

具体的な管理方法

<標準システムにおける措置>

当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、以下の管理を行う。

(1)ID/パスワードの発効管理

- ・広域連合の標準システムへのアクセス権限と事務の対応表を作成する。
- ・広域連合の標準システムへのアクセス権限が必要となった場合、事務取扱担当者が担当事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの種別を確認し、事務に必要なアクセス権限(※1)のみを申請する。
- ・情報システム管理者(※2)は、申請に基づき対応表を確認の上、承認(アクセス権限の付与)を行う。

(2)失効管理

- ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、情報システム管理者は、権限を有していた事務取扱担当者の異動/退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。

※1:広域連合の標準システムでは、ID、パスワード、操作可能とする機能を組み合わせて、操作(アクセス)権限を管理している。

※2:当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、各情報システムを所管する担当課長を「情報システム管理者」と定義しており、情報システム管理者は所管する情報システムの設定変更等を行う権限を有するとともに、同システムの情報セキュリティに関する責任を有する。

<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>

アクセス権限は、情報システム管理者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。

(1)発効管理

- ・採用や異動などで中間サーバーを利用する事務を担当する職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示により登録し、管理簿に記載する。

(2)失効管理

- ・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、情報システム管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。

<中間サーバーにおける措置>

当広域連合の情報システム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。

- ・IDは、ID付与権限をもった情報システム管理者用IDと一般的なユーザIDがある。
- ・支払基金が各医療保険者等の情報システム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等において情報システム管理者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。
- ・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。
- ・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。
- ・パスワードの最長有効期限を定めている。

※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、当広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情報システム管理者」が行うこととしている。

<クラウド移行作業時に関する措置>

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、情報システム管理者が、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。
- ・移行作業終了後は、情報システム管理者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。

アクセス権限の管理	<input type="checkbox"/> 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、情報システム管理者は、以下のようなアクセス権限の管理を実施する。 ・情報システム管理者権限については跡(ログ)と使用記録の目視確認を必要に応じて行う。 ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・広域連合の標準システムでは、共用IDは使用しないこととしている。 <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、情報システム管理者以外には行えないものとする。 ・情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。 ・情報システム管理者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する当広域連合の職員等に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。
特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを必要に応じて点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを必要に応じて点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務／事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。 <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。</u> ・<u>移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。</u> ・<u>移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。</u> ・<u>特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。</u> ・<u>移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</u>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

＜標準システムにおける措置＞

- ・GUIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。
- ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。
- ・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作権限によるアクセス制御以外に、操作を行う広域連合の標準システムを限定して運用することとし、それ以外の広域連合の標準システムにおいては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書き込みを行わない運用を行う。
- ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを必要に応じて点検する。
- ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。

※1:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出にあたっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。

＜取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置＞

- ・委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。
- ・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。
- ・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。
- ・被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。
- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。

＜中間サーバーにおける措置＞

- ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。
- ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。

※2:統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。

＜クラウド移行作業時に関する措置＞

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。
- ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業者に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。
- ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。
- ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

なし

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書において当広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取り扱いに関して定期的に書面にて報告を受けることとしている。 ・委託元と委託先間の特定個人情報のやり取りに関しては、広域連合の標準システム上で操作内容を記録している。 ・記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定第26条に従い、一定期間保存する。 ・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要なに応じてパスワードの設定を行うこと、及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 ・さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、又は漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、情報システム管理者が消去及び廃棄状況の確認を行う。 <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、当広域連合が適切に消去等を行う。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け 等。 <p>また再委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p><u>・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc.)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が 実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc.)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
その他の措置の内容	なし	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末へのデータ配信の実施においては、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定第26条に従い、一定期間保存する。</p> <p>(注)市区町村の窓口端末へのデータ配信については、内部利用と整理されているが、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末へのデータ配信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知) 平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取り扱いとするとされている。</p> <p>市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。</p> <p>・情報システム管理者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p>	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市区町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっており、配信処理が可能な職員等については、広域連合の標準システムへのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。</p> <p>・広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。</p> <p>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。</p> <p>・データ配信先の市区町村は、高齢者の医療の確保に関する法律第107条及び第108条(法令上の根拠)に基づき、保険料徴収等を行うためにデータを取り扱うため、データの用途は明確である。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市区町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっている。</p> <p>・配信データと配信先については、必ず二人以上の担当者によって、広域連合の標準システムへの入力(実行指示)内容の確認を行う。</p> <p>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 中間サーバーを介することなく、情報提供ネットワークシステムシステムに接続して情報照会を行うことはできないしくみとなっている。 情報照会に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ③中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の情報保有機関に確認し、必要に応じて再度、情報照会を行うなどの措置を行う。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムは市区町村の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 <u>・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、中間サーバーとの接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。</u> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは定期的にアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・職員及び嘱託員の就任時には、情報セキュリティ管理者が、広域連合及び市区町村職員を対象とした新任担当者研修会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施している。 ・また、就任時以外にも、広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、必要に応じて(年に1度実施)実施している。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しないこととしている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ⑤中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p>※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定第23条に従い、一定期間保存する。 ・情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。 <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <p>広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定第26条に従い、一定期間保存する。</p> <p>情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。</p> <p>なお、中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムシステムに接続して情報提供を行うことはできないしくみとなっている。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 中間サーバーを介することなく、情報提供ネットワークシステムシステムに接続して情報提供を行うことはできないしくみとなっている。 副本登録に用いるインターフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインターフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策> ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステムの的に制御する。 ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。 ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用をする。 ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使用できないようシステムの的に制御する。 ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。 ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。 ・リライトできる電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データをすべて削除する。 <u>・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う。</u></p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p><広域連合が保有・管理する環境に構築した標準システムサーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターはバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。 ・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。 ・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。 <p><クラウド事業者が保有・管理する環境に構築した標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 ・クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。

⑥技術的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な対策の内容</p>	<p><標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。 ・標準システムにおいて保有する特定個人情報、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・標準システムでは、セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス(クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス)等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を含む電子データにはアクセスしないこととし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・広域連合の標準システムのウイルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウイルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報システム管理者等が迅速に適用を行う。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> <p>※1:ウイルス管理マネージャとは、広域連合の標準システムの各サーバー、各端末のウイルス対策状況を集中管理する機能。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ②中間サーバーではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。</p>

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・システム上、市区町村からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等を入手し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。</p> <p>また、その他の情報についても、市区町村から定期的にデータ連携による入手を行うことで、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p><標準システムにおける措置> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。</p> <p><クラウド事業者が保有・管理する環境に構築した標準システムにおける措置> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報を削除する。 ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。</p>
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【運用上のルールによる措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底 ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施 ・溶解処分業者の委託契約の見直しによる保存満了分文書廃棄の実施 ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施 ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施 ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施 ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施 ・メディア媒体専用シュレッダーの導入による使用済みメディアの粉碎、廃棄の実施 ・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う <p>【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】 平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 (2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。 (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。 (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。 	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>当広域連合の情報システム管理責任者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて必要に応じて(年に1度実施)点検を実施し、その点検結果を統括情報セキュリティ責任者(※1)に報告している。</p> <p>※1: 当広域連合の情報セキュリティ対策基準により、業務課長を統括情報セキュリティ責任者とし、統括情報セキュリティ責任者は、当広域連合におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>・当広域連合の統括情報セキュリティ責任者は、当広域連合の個人情報保護法施行条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。</p> <p>・個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、定期的(年に1度実施)に監査委員(※1)の監査(定期監査)を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。</p> <p>・個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。</p> <p>※1: 監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に関する事業の管理及び広域連合の事務事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が議会の同意を得て選任する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>・職員及び嘱託員の就任時には、情報セキュリティ管理者が、広域連合及び市区町村職員を対象とした新任担当者研修会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施している。</p> <p>・また、就任時以外にも、広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、必要に応じて(年に1度実施)実施している。</p> <p>・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。</p>
3. その他のリスク対策	
なし	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒600-8411 京都府下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸5階 京都府後期高齢者医療広域連合 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について当広域連合のWebサイト上でわかりやすく表示済。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料であるが、写しの作成及び送付に要する費用は請求者負担。納付方法は納付書による口座振込。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒600-8411 京都府下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸5階 京都府後期高齢者医療広域連合 総務課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせであれば、関係先等にその事実確認を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	京都府後期高齢者医療広域連合ホームページ及び事務局においてパブリックコメントを実施し、意見募集する。
②実施日・期間	令和5年4月7日 ~ 令和5年5月8日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	提出意見なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	当広域連合における情報公開・個人情報保護審査会で実施予定
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」

提供先※	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1 厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2 全国健康保険協会	番号法第19条第8号 別表第二 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3 健康保険組合	番号法第19条第8号 別表第二 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4 厚生労働大臣	番号法第19条第8号 別表第二 第4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5 全国健康保険協会	番号法第19条第8号 別表第二 第5項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6 都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二 第9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
7 都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二 第17項	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病にかかるものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
8 都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二 第22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
9 都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二 第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10 市町村長	番号法第19条第8号 別表第二 第27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
11 社会福祉協議会	番号法第19条第8号 別表第二 第30項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12 日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号 別表第二 第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13 国家公務員共済組合	番号法第19条第8号 別表第二 第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14 市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号 別表第二 第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
15 市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号 別表第二 第43項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
16 地方公務員共済組合	番号法第19条第8号 別表第二 第58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
17 市町村長	番号法第19条第8号 別表第二 第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18 後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号 別表第二 第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
19 市町村長	番号法第19条第8号 別表第二 第82項	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
20 都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二 第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
21 厚生労働省	番号法第19条第8号 別表第二 第88項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
22 市町村長	番号法第19条第8号 別表第二 第93項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
23 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号 別表第二 第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
24 独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号 別表第二 第106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
25 都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二 第109項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
26 都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二 第120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

※・当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。
 ・情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
 ・ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <制度内容>	(追記)	<制度内容> また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 1. 資格管理業務	(追記)	<事務内容> 1. 資格管理業務 (※1) 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 2. 賦課・収納業務	(追記)	2. 賦課・収納業務 (※2) 保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 3. 給付業務	(追記)	3. 給付業務 市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。 (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 4. 加入者情報作成	(追記)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) 平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 5. 副本作成	(追記)	5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 6. 情報照会	(追記)	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手	(追記)	7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) 市区町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 4. 加入者情報管理業務	(追記)	4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 標準システムは市区町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための加入者情報に関するファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイル入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 5. 副本管理業務	(追記)	5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための副本情報に関するファイルを標準システムから取得し、統合専用端末を介して、中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための副本情報に関するファイルを標準システムから取得し、統合専用端末を介して、中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための副本情報に関するファイルを標準システムから取得し、統合専用端末を介して、中間サーバーへ送信する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 6. 情報照会業務	(追記)	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末を介して、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイル入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	(新規)	①システムの名称 中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能(1)、(2)	(新規)	②システムの機能 中間サーバーは、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。 中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 統合専用端末から送信された新規被保険者の基本4情報(またはその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を登録する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を中間サーバーから取得する。 (ii)情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 (iii)情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 (iv)情報提供等記録生成 情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能(3)	(新規)	(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 基本4情報(またはその一部)を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号)を取得する。 (ii)基本4情報取得 個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	(新規)	③他のシステムとの接続 【 ○ 】情報提供ネットワークシステム 【 ○ 】住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(追記)	・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追記)	・住民基本台帳法 第30条の9	事前	
平成29年2月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	① 実施しない	① 実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②(追記)	② 法令上の根拠 ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、97、109 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追記)	・その他住民票関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	①(追記)	① [○]その他(「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	②(追記)	② 【 ○ 】情報提供ネットワークシステム 【 ○ 】その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	③(追記)	③ 2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。 →頻度は随時。 3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する。 →頻度は随時。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	④(追記)	④1. 入手する根拠 ○地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 ・住民基本台帳法第30条の9 ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報入手する根拠 ・番号法第19条7号及び同法別表第二項番80 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用 端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。 5. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性 ・当広域連合が構成市区町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から入手する。 ・統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会し、随時入手する。	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	⑤(追記)	⑤ 2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ 以下の内容を示している。 ・資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 ・本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	⑥(追記)	⑧ 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。 [情報の突合] ・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者者の申請情報と突合する。	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	1件	4件	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2①～④	(新規)	委託事項2 中間サーバーにおける資格履歴管理事務 ①委託内容 個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 [対象となる本人の数]10万人以上100万人未満 [対象となる本人の範囲]・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者 注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。 [その妥当性]当広域連合における資格履歴を管理するため。 ③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]専用線	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2⑤～⑨	(新規)	⑤委託先名の確認方法 当広域連合事務局内での閲覧により確認できる。 ⑥委託先名 京都府国民健康保険団体連合会(京都府国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する) ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 委託先の京都府国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、京都府国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ⑨再委託事項 中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3①～④	(新規)	委託事項3 中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務 ①委託内容 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 [対象となる本人の数]10万人以上100万人未満 [対象となる本人の範囲]・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者 注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。 [その妥当性]当広域連合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。 ③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 <input type="radio"/> 専用線	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3⑤～⑨	(新規)	⑤委託先名の確認方法 当広域連合事務局内での閲覧により確認できる。 ⑥委託先 社会保険診療報酬支払基金 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ⑨再委託事項 中間サーバーの運用・保守業務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4①～④	(新規)	委託事項4 中間サーバーにおける本人確認事務 ①委託内容 地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 [対象となる本人の数]10万人以上100万人未満 [対象となる本人の範囲]・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者 [その妥当性]当広域連合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。 ③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]専用線	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4⑤～⑨	(新規)	⑤委託先名の確認方法 当広域連合事務局内での閲覧により確認できる。 ⑥委託先 社会保険診療報酬支払基金 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ⑨再委託事項 中間サーバーの運用・保守業務	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	(追記)	[○] 提供を行っている (20件)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	(新規)	提供先1 番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) ②提供先における用途 番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) ③提供する情報 番号法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照) ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム [○]専用線 ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	①(追記)	①<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	②[期間]定められていない [その妥当性]高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため恒久的に保管する必要がある。	②[期間]20年以上 [その妥当性] <標準システムにおける保管期間> 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。 <中間サーバーにおける保管期間> ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が当広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	③消去しない	③<標準システムにおける措置> 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に消去等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1	(追記)	リスク1 [対象者以外の情報の入手を防止するための 措置の内容] 【地方公共団体情報システム機構から支払基金 経由で機構保存本人確認情報を入手する場合 の措置】 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得 られた場合、不要な検索結果については速や かに削除する。 ・当広域連合の照会要求に該当した機構保存 本人確認情報のみ入手するため、対象者以外 の情報入手が行われることはない。 <中間サーバーにおける措置> ・当広域連合以外の照会要求が参照できないよ う、中間サーバーが照会要求や結果送信を制 御している。 [必要な情報以外を入手することを防止するた めの措置の内容] 【地方公共団体情報システム機構から支払基金 経由で機構保存本人確認情報を入手する場合 の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末における支払基金との通信は、 厚生労働省が定めたインタフェース仕様に沿っ て行われることにより、必要以外の機構保存本 人確認情報の入手を防止している。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2	(追記)	リスク2 [不適切な方法で入手が行われるリスク] 【地方公共団体情報システム機構から支払基金 経由で機構保存本人確認情報を入手する場合 の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した 方法でのみ行われるため、不適切な方法で入 手が行われることはない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4	(追記)	リスク4 [リスクに対する措置の内容] 【地方公共団体情報システム機構から支払基金 経由で機構保存本人確認情報を入手する場合 の措置】 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等 の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域 サービス、IPSecによる暗号化された通信経路 を使用することで、データ転送時の通信内容秘 匿、盗聴防止の対応をしている。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理	(追記)	リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 ＜取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置＞ ・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取 り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取 り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、 ユーザIDを管理簿に記載、管理する。 ・共用のユーザIDの使用を禁止する。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定 期的に変更を行う。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者 のユーザIDは利用できないよう登録を抹消す る。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・統合専用端末を利用したシステム操作や特定 個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操 作を行い、統合専用端末の操作者を認証する よう中間サーバーで制御している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法 <取りまとめ機関が定める 当広域連合の運用におけ る措置>	(追記)	アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> アクセス権限は、情報システム管理者(※3)が各 職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定 し、標準システムにおけるユーザ認証の管理や アクセス権限の発効・失効と同様に管理する。 (1)発効管理 ・採用や異動などで中間サーバーを利用する事 務を担当する職員等には、担当となる日から有 効なアクセス権限を、管理者の指示により登録 し、管理簿に記載する。 (2)失効管理 ・異動や退職などで担当から外れる職員等 には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権 限が失効するよう、情報システム管理者の指示 により登録を変更し、管理簿に記載する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法 <中間サーバーにおける措 置>	(追記)	<中間サーバーにおける措置> 当広域連合の情報システム管理者が統合専用 端末において以下の管理を行う。 ・IDは、ID付与権限をもった情報システム管理者 用IDと一般的なユーザIDがある。 ・支払基金が各医療保険者等の情報システム 管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を 与えることにより、各医療保険者等において情 報システム管理者が職員に対して一般的な ユーザIDを付与することが可能となる。 ・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から 職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御 している。 ・パスワードを定期的に更新するよう中間サー バー側で制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めている。 ※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運 用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」に は、「情報システム責任者」とされているが、当 広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情 報システム管理者」が行うこととしている。	事前	
平成29年2月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理	(追記)	アクセス権限の管理 具体的な管理方法 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> ・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、情 報システム管理者以外には行えないものとする。 ・情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス 権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認 を得て管理簿に記載し保管する。 ・情報システム管理者は随時、不要なユーザID の残存や不必要なアクセス権限の付与など管 理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定 期的に変更を行う。 <中間サーバーにおける措置> ・該当する当広域連合の職員等に許可された業 務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制 御している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記 録	(追記)	特定個人情報の使用の記録 ＜取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置＞ ・中間サーバーの使用について、情報システム 管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題 が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用 が行われていないかを点検する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の 操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録して いる。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3	(追記)	リスク3 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措置＞ ・広域連合の標準システムへのログイン時の認 証において、個人番号利用事務の操作権限が 付与されていない職員等がログインした場合に は、個人番号の表示、検索、更新ができない機 能を設けている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・統合専用端末を利用した情報照会依頼時等に おいて、当広域連合の職員に許可された事務 ／事務手続のみ取り扱うことができるよう中間 サーバーで制御している。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報ファイルが不 正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措 置＞	(追記)	リスク4 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措置＞ ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与さ れていない職員等がログインした場合には、個 人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もでき ない。 ・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との 情報授受については、操作権限によるアクセス 制御以外に、操作を行う広域連合の標準システ ムを限定して運用することとし、それ以外の広域 連合の標準システムにおいては、特定個人情 報ファイルについて端末への保存や電子記録 媒体及びフラッシュメモリへの書き込みを行わ ない運用を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク4</p> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p>	(追記)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。 ・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。 ・被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 	事前	
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク4</p> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p><中間サーバーにおける措置></p>	(追記)	<p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 <p>※2: 統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	(追記)	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 ＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	(追記)	特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法 ＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール	(追記)	特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 ＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ ・契約書において当広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託元と委託先間の提供 に関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	(追記)	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容 及びルール遵守の確認方法 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又 は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等 の不正な持ち出しが行われていないか監視す る。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の消去ルー ル	(追記)	特定個人情報の消去ルー ルの内容及びルール順守の確認方法 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・情報提供等記録については、番号法第23条第 3項に基づく施行令第29条の規定において、保 存期間は7年間とされており、保存期間経過後 は、当広域連合が適切に消去等を行う。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書中の特定個人 情報ファイルの取扱いに関 する規定	(追記)	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱 いに関する規定 規定の内容 ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と 明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複 製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条 件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義 務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への 速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は 消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確 化。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先における特定個人 情報ファイルの適切な取 り扱いの確保	(追記)	再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な内容 ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転	(追記)	リスク3 リスクに対する措置の内容 ・配信データと配信先については、必ず二人以上の担当者によって、広域連合の標準システムへの入力(実行指示)内容の確認を行う。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措置＞	(追記)	リスク1 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措置＞ 情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容 ＜中間サーバーにおける措 置＞	(追記)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①統合専用端末を利用して情報提供ネットワ ークシステムに情報照会を行う際には、情報提供 許可証の発行と照会内容の照会許可照合リス ト(※)との照合を情報提供ネットワークシステ ムに求め、情報提供ネットワークシステムから 情報提供許可証を受領してから情報照会を実 施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照 会を拒否する機能を備えており、目的外提供や セキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して 情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行 う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用 端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで 記録しているため、不適切な統合専用端末の操 作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組 みになっている。 (※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに 情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特 定個人情報をリスト化したもの。</p>	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1 リスクへの対策は十分か	(追記)	<p>リスクへの対策は十分か 十分である</p>	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措 置＞	(追記)	<p>リスク2 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措置＞ 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネット ワークシステムシステムに接続して情報照会を 行うことはできないしくみとなっている。 情報照会に用いるインタフェースについては、 中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様 が規程されており、標準システムにおいてもそ の仕様を準拠してインタフェースファイルを作成 することとしているため、指定された規格に即し た情報のみを取り扱うことになる。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容 ＜中間サーバーにおける措 置＞	(追記)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p>＜中間サーバーにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワー クシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施 できるよう設計されるため、安全性が担保され ている。</p> <p>②中間サーバーと情報提供ネットワークシ ステムの間は、高度なセキュリティを維持した厚生 労働省統合ネットワークを利用することにより、 安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバーと医療保険者等の通信は、 VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNIによる 閉域サービス、又は公衆回線を使用する場 合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用す ることで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴 防止の対応をしている。</p>	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク2 リスクへの対策は十分か	(追記)	リスクへの対策は十分か 十分である	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措 置＞	(追記)	<p>リスク3 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措置＞</p> <p>情報照会によって入手した情報を広域連合の 標準システムのデータベースに更新する際 には、照会要求との関連性や項目間の整合性の チェックを行っており、確認リストが出力され たら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく 確認し、必要に応じて入手元の情報保有機 関に確認し、必要に応じて再度、情報照会 を行うなどの措置を行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ テムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容 ＜中間サーバーにおける措 置＞	(追記)	情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステ ムを使用して、情報提供用個人識別符号により 紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報 を入手するため、正確な照会対象者に係る特定 個人情報を入手することが担保されている。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ テムとの接続 リスク3 リスクへの対策は十分か	(追記)	リスクへの対策は十分か 十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措 置>	(追記)	リスク4 リスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムは市区町村の窓口 端末とのみ接続され、接続には専用線を用い る。 ・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端 末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実 施している。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端 末が接続するローカルエリアネットワーク及び市 区町村の窓口端末との専用ネットワークは、 ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等 によってセキュアなシステム稼働環境を確保す ることにより、不適切な方法によってデータが漏え い・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは定期的にアップ デートを行うこととしており、接続拠点の追加、 削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更 が必要となった際は迅速に実施する。 ・職員及び嘱託員の就任時には、情報セキュリ ティ管理者が、広域連合及び市区町村職員を 対象とした新任担当者研修会の中で個人情報 保護を含む情報セキュリティについての研修を 実施している。 ・また、就任時以外にも、広域連合の全職員を 対象とした個人情報保護を含む情報セキュリ ティについての研修を、必要に応じて(年に1度 実施)実施している。 ・当広域連合における個人情報保護条例第45 条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、 情報の漏えい・紛失を規制している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容 <中間サーバーにおける措 置>①～④	(追記)	情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシ ステムを使用した特定個人情報の入手のみを実 施するため、漏えい・紛失のリスクに対応してい る(※)。 ②中間サーバーは、外部システムからの接続に 対し認証を行い、許可されていない外部システ ムからのアクセスを防止する仕組みを設けてい る。また、標準システムと中間サーバーとはオン ライン接続しないこととしている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果 については、一定期間経過後に当該結果を自 動で削除することにより、特定個人情報が漏え い・紛失するリスクを軽減している。 ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照 会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認 証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ロ グ)を中間サーバーで記録しているため、不適切 な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン 連携を抑止する仕組みになっている。	事前	
平成29年2月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容 <中間サーバーにおける措 置>⑤～⑥	(追記)	⑤中間サーバーと情報提供ネットワークシステ ムの間は、高度なセキュリティを維持した厚生 労働省統合ネットワークを利用することにより、 漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥中間サーバーと医療保険者等の通信は、 VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNIによる 閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合 はIPSecによる暗号化された通信経路を使用す ることで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴 防止の対応をしている。 ※中間サーバーは、情報提供ネットワークシ ステムを使用して特定個人情報を送信する際、送 信する特定個人情報の暗号化を行っており、照 会者の中間サーバーでしか復号できない仕組 みになっている。そのため、情報提供ネットワ ークシステムでは復号されないものとなっている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4 リスクへの対策は十分か	(追記)	リスクへの対策は十分か 十分である	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措 置＞	(追記)	リスク5 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措置＞ 広域連合の標準システムにおいて副本データ を作成する際には、広域連合の標準システムへ のログインを実施した職員等・時刻・操作内容 及びデータ配信されたデータが広域連合の標準 システムに記録されるため、情報システム管理 者が広域連合の標準システムの記録を調査す ることで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の 文書管理規定第23条に従い、一定期間保存す る。 また、当広域連合の個人情報保護条例第8条 では、目的外利用を禁止し情報提供を制限す ることを定めている。 情報システム管理者は広域連合の標準シス テムから統合端末への副本データ登録に関す る記録を確認し、不正なデータ登録が行われて いないかを点検する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容 <中間サーバーにおける措 置>	(追記)	情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける照会 許可照合リストを情報提供ネットワークシ ステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照 会許可照合リストに基づき情報連携が認めら れた特定個人情報の提供の要求であるか チェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を 行う際には、情報提供ネットワークシステムから 情報提供許可証と情報照会者へたどり着くため の経路情報を受領し、照会内容に対応した情報 を自動で生成して送付することで、特定個人情 報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報について は自動応答を行わないように自動応答不可フラ グを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、 送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、セ ンシティブな特定個人情報不正に提供される リスクに対応している。 ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して 情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行 う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用 端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで 記録しているため、不適切な統合専用端末の操 作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組 みになっている。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク5 リスクへの対策は十分か	(追記)	リスクへの対策は十分か 十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措 置>	(追記)	リスク6 リスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本デー タを作成する際には、広域連合の標準システムへ のログインを実施した職員等・時刻・操作内容 及びデータ配信されたデータが広域連合の標準 システムに記録されるため、情報システム管理 者が広域連合の標準システムの記録を調査す ることで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の 文書管理規定第26条に従い、一定期間保存す る。 また、当広域連合の個人情報保護条例第8条で は、目的外利用を禁止し情報提供を制限するこ とを定めている。 情報システム管理者は広域連合の標準シス テムから統合端末への副本データ登録に関す る記録を確認し、不正なデータ登録が行われて いないかを点検する。 なお、中間サーバーを介すことなく、情報提供 ネットワークシステムシステムに接続して情報提 供を行うことはできない仕組みとなっている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容 <中間サーバーにおける措 置>	(追記)	情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムに送信する情 報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗 号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みに なっている。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して 情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行 う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用 端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで 記録しているため、不適切な統合専用端末の操 作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組 みになっている。 ③中間サーバーと情報提供ネットワークシス テムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生 労働省統合ネットワークを利用することにより、 不適切な方法で提供されるリスクに対応してい る。 ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、 VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる 閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合 はIPSecによる暗号化された通信経路を使用す ることで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴 防止の対応をしている。	事前	
平成29年2月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク6 リスクへの対策は十分か	(追記)	リスクへの対策は十分か 十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措 置＞	(追記)	リスク リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措置＞ 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネット ワークシステムシステムに接続して情報提供を 行うことはできないしくみとなっている。 副本登録に用いるインタフェースについては、 中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様 が規程されており、標準システムにおいてもそ の仕様を準拠してインタフェースファイルを作成 することとしているため、指定された規格に即し た情報のみを取り扱うことになる。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク リスクに対する措置の内容 ＜中間サーバーにおける措 置＞	(追記)	情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①情報提供ネットワークシステムに情報提供を 行う際には、情報提供許可証と情報照会者へ の経路情報を受領した上で、情報照会内容に 対応した情報提供をすることで、誤った相手に 特定個人情報が提供されるリスクに対応してい る。 ②データの形式チェックと、統合専用端末の画 面表示等により情報提供データベースの内容を 確認できる手段を準備することで、誤った特定 個人情報を提供してしまうリスクに対応してい る。 ③統合専用端末において、情報提供データベー スの副本データを標準システムの原本と照合す るためのエクスポートデータを出力する機能は、 該当する医療保険者等のみが利用できるよう 制限している。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク リスクへの対策は十分か	(追記)	リスクへの対策は十分か 十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p>	(追記)	<p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステムの的に制御する。 ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。 ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用をする。 ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使用できないようシステムの的に制御する。 ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。 ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。 ・リライトできる電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データをすべて削除する。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策＞</p>	(追記)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p>＜中間サーバーにおける措置＞</p> <p>①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は、公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p>⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。</p>	事前	
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策</p>	(追記)	<p>リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策	(追記)	⑥技術的対策 <標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端 末は、インターネットに接続できないように分離 する。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> ・統合専用端末はインターネットに接続できない よう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系 端末等に兼用できないよう分離などにより、リス クを回避する。 <中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーにおいて保有する特定個人情 報が、インターネットに流出することを防止する ため、中間サーバーはインターネットには接続 できないようシステム面の措置を講じている。 ②中間サーバーではUTM(コンピュータウイルス やハッキングなどの脅威からネットワークを効率 的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アク セス制限、侵入検知及び侵入防止を行うととも に、ログの解析を行う。 ③中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導 入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、 必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN 等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域 サービス、又は公衆回線を使用する場合は IPSecによる暗号化された通信経路を使用する ことで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防 止の対応をしている。	事前	
平成29年2月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2	(追記)	リスク2 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> ・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の 更新があった際は、速やかに中間サーバー の委託区画又は副本区画の情報を登録・更新 する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3	(追記)	リスク3 ＜取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置＞ ・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報を削除する。 ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。	事前	
平成29年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク 【運用上のルールによる措置】	(追記)	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【運用上のルールによる措置】 ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底 ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施 ・溶解処分業者の委託契約の見直しによる保存満了分文書廃棄の実施 ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施 ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施 ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施 ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施 ・メディア媒体専用シュレッダーの導入による使用済みメディアの粉碎、廃棄の実施 ・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】</p>	(追記)	<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】</p> <p>平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。</p> <p>(1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。</p> <p>(2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。</p> <p>(3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。</p> <p>(4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。</p> <p>(5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。</p> <p>(6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	情報システム管理責任者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて必要に応じて点検を実施し、その点検結果の報告を求める。	当広域連合の情報システム管理責任者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて必要に応じて(年に1度実施)点検を実施し、その点検結果を統括情報セキュリティ責任者(※1)に報告している。 ※1: 当広域連合の情報セキュリティ対策基準により、広域連合事務局長を統括情報セキュリティ責任者とし、統括情報セキュリティ責任者は、当広域連合におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。	事前	
平成29年2月28日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(追記)	・当広域連合の統括情報セキュリティ責任者は、当広域連合の個人情報保護条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。 ・個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、定期的(年に1度実施)に監査委員(※1)の監査(定期監査)を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。 ・個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。 ※1: 監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に関する事業の管理及び広域連合の事務事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が議会の同意を得て選任する。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(追記)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。	事前	
平成30年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	
平成30年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	
平成30年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	
平成30年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	
平成30年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提出先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	
平成30年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(追記)	宛名番号<資格関連情報> 国保住所地特例者情報 被保険者番号<給付関連情報> 第三者行為求償連携管理	事前	
平成31年3月11日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	担当部署 所属長氏名	担当部署 所属長の役職名	事前	
令和2年5月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <制度内容>	(追記)	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格確認を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。	事前	オンライ資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	1. 資格管理業務 (追記)	1. 資格管理業務 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。 (※1-2)オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事前	オンライ資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	(追記)	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (ii)個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(v)オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報提供マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(追記)	・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、継続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	(別添1)事務の内容 業務全体図	(追記)	図に取りまとめ機関からオンライン資格確認等システムへの資格履歴情報の流れを追記	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報の範囲 その妥当性	(追記)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はGSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正(形式的な変更)
令和2年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供、およびオンライン資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正(形式的な変更)
令和2年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報の範囲 その妥当性	(追記)	・当広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正(形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正(形式的な変更)
令和2年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 < 中間サーバにおける措置 >	・中間サーバは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入室できる管理対象区域に設置する。	・中間サーバは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正(形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号 <資格関連情報>	(追記)	個人番号管理情報(個人情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号 <賦課・収納関連情報>	(追記)	所得情報照会結果管理 所得情報照会結果管理明	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号 <給付関連情報>	葬祭費 (追記)	葬祭費(その他) 高額療養費計算WK	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号 <情報連携関連情報>	(追記)	加入者情報管理(個人情報) 加入者情報管理(判定対象情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番 <情報連携関連情報>	(追記)	加入者情報管理(システム基本情報) 加入者情報管理(判定対象情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番 <共通情報>	(追記)	稼働ログ管理 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 副本管理(メッセージ情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <資格関連情報>	(追記)	基準収入額申請世帯情報 個人番号管理情報(被保険者情報) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <共通情報>	(追記)	<共通情報> 稼働ログ管理 メモ管理	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <情報連携管理情報>	(追記)	<情報連携管理情報> 加入者情報管理(資格情報) 加入者情報管理(判定対象情報) 情報照会要求管理 副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者資格情報) 加入者情報管理(被保険者証等情報) 加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル <本人確認項目>	(追記)	券面記載の氏名 券面記載の氏名かな 券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル <本人確認項目>	(追記)	券面記載の氏名 券面記載の氏名かな 券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年5月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な内容	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はGSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	I 関連情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、97、109 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、119、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	法令に合わせた記載の修正
令和3年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイル記録項目		図の修正	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 3. 給付情報	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	公的給付支給等口座を使用している各種支給対応等開始に伴う修正
令和4年12月6日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法令に合わせた記載の修正
令和4年12月6日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 1. 入手する根拠 ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠	・番号法第19条第7号及び同法別表第二項番80	・番号法第19条第8号及び同法別表第二項番80	事後	法令に合わせた記載の修正
令和4年12月6日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令に合わせた記載の修正
令和4年12月6日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令に合わせた記載の修正
令和4年12月6日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令に合わせた記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月6日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③ 提供する情報	番号法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令に合わせた記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「I 基本情報」2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム1」「①システムの名称」	後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下「標準システム」という。) ※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理及び広域連合が管理する標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更
	「I 基本情報」2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム1」「②システムの機能」	(追記)	なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を含む電子データにはアクセスしないこととし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更
	「I 基本情報」2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム2」「システムの名称」	中間サーバー	中間サーバー ※統合専用端末を含む	事前	文言の追加
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託の有無※」	4件	5件	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更
	「II 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」	(追記)	「標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」を委託事項に追記	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「6. 特定個人情報の保管・消去」「①保管場所※」</p>	<p>＜標準システムにおける措置＞ 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退は、バイオ(生体)認証を実施している。 ・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、カードキー及びユーザIDとパスワードによって管理している。 ・サーバー室への入退とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、統括情報セキュリティ責任者(事務局次長兼総務課長)及び情報システム管理者(所管担当課長)が職員等に対して実施する。 ・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 	<p>＜広域連合が保有・管理する環境に構築した標準システムにおける措置＞ 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退は、バイオ(生体)認証を実施している。 ・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、カードキー及びユーザIDとパスワードによって管理している。 ・サーバー室への入退とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、統括情報セキュリティ責任者(業務課長)及び情報セキュリティ管理者が職員等に対して実施する。 ・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同上	(追記)	<p><クラウド事業者が保有・管理する環境に構築した標準システムにおける措置></p> <p>①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>②特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「6. 特定個人情報の保管・消去」「③消去方法」	<p><標準システムにおける措置></p> <p>事務に必要な期間が経過した時点で消去する。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 「ユーザ認証の管理」 「具体的な管理方法」	(追記)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 ・広域連合ごとに適切なアクセス権に関するロール設定を割り当てることで、自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステム的に制御している。 	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 「アクセス権限の発効・失効の管理」 「具体的な管理方法」	(追記)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、情報システム管理者が、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。 ・移行作業終了後は、情報システム管理者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク」 「リスクに対する措置の内容」	(追記)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」 「リスクに対する措置の内容」</p>	<p>(追記)</p>	<p><クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業者に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</p>	<p>事前</p>	<p>標準システムのクラウド化に伴う変更</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「4. 特定個人情報ファイルの委託」「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」「具体的な方法」</p>	<p>(追記)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc.)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	<p>事前</p>	<p>標準システムのクラウド化に伴う変更</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「7. 特定個人情報の保管・消去」 「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 「⑤ 物理的対策」 「具体的な対策の内容」</p>	<p>＜標準システムサーバー等における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターはバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。 ・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。 ・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。 	<p>＜広域連合が保有・管理する環境に構築した標準システムサーバー等における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターはバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。 ・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。 ・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。 <p>＜クラウド事業者が保有・管理する環境に構築した標準システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 ・クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。 	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同上	(追記)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「7. 特定個人情報の保管・消去」「リスク1: 特定個人情報の保管・消去」「⑥ 技術的対策」「具体的な対策の内容」	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・広域連合の標準システムのウイルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウイルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報システム管理者等が迅速に適用を行う。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <p>※1: ウィルス管理マネージャとは、広域連合の標準システムの各サーバー、各端末のウイルス対策状況を集中管理する機能。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。 ・標準システムにおいて保有する特定個人情報 <u>が、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</u> ・標準システムでは、<u>セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス(クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス)等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</u> ・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、<u>クラウド事業者は個人番号を含む電子データにはアクセスしないこととし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。</u> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・広域連合の標準システムのウイルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウイルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報システム管理者等が迅速に適用を行う。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <p>※1: ウィルス管理マネージャとは、広域連合の標準システムの各サーバー、各端末のウイルス対策状況を集中管理する機能。</p>	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同上	(追記)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「7. 特定個人情報の保管・消去」 「リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」 「消去手順」 「手順の内容」</p>	<p>(追記)</p>	<p><クラウド事業者が保有・管理する環境に構築した標準システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 <p><クラウド移行作業時に関する措置> <ul style="list-style-type: none"> 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。 </p> </p>	<p>事前</p>	<p>標準システムのクラウド化に伴う変更</p>
	<p>「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」 「リスクに対する措置の内容」</p>	<p>・当広域連合における個人情報保護条例第45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。</p>	<p>削除</p>	<p>事後</p>	<p>個人情報保護法の改正等に伴う変更</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「IVその他のリスク対策」② 「監査」具体的な内容」	<p>・当広域連合の統括情報セキュリティ責任者は、当広域連合の個人情報保護条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。</p> <p>・個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、定期的(年に1度実施)に監査委員(※1)の監査(定期監査)を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。</p> <p>・個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。</p> <p>※1: 監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に関する事業の管理及び広域連合の事務事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が議会の同意を得て選任する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>・当広域連合の統括情報セキュリティ責任者は、当広域連合の個人情報保護法施行条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。</p> <p>・個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、定期的(年に1度実施)に監査委員(※1)の監査(定期監査)を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。</p> <p>・個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。</p> <p>※1: 監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に関する事業の管理及び広域連合の事務事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が議会の同意を得て選任する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	個人情報保護法の改正等に伴う変更
	「I 基本情報」6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※」②法令上の根拠」	<p>(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、<u>119</u>、120</p> <p>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、<u>第31条の2</u>、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>	<p>(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120</p> <p>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、<u>第31条の2の2</u>、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>	事後	法令に合わせた記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」 「リスクに対する措置の内容」</p>	<p>当広域連合における個人情報保護条例第45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。</p>	<p>削除</p>	<p>事後</p>	<p>個人情報保護法の改正等に伴う変更</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク」 「リスクに対する措置の内容」	当広域連合における個人情報保護条例第45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除	事後	個人情報保護法の改正等に 伴う変更
	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	当広域連合における個人情報保護条例第45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除	事後	個人情報保護法の改正等に 伴う変更
	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「特定個人情報の提供ルール」 「委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」	また、当広域連合における個人情報保護条例第11条に、委託先においても個人情報の漏えい又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。	削除	事後	個人情報保護法の改正等に 伴う変更
	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」 「リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク」 「特定個人情報の提供・移転に関するルール」 「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	また、当広域連合の個人情報保護条例第8条では、 <u>目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めており、市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。</u>	市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。	事後	個人情報保護法の改正等に 伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」 「リスクに対する措置の内容」</p>	<p>当広域連合における個人情報保護条例第45条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。</p>	<p>削除</p>	<p>事後</p>	<p>個人情報保護法の改正等に伴う変更</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク5: 不正な提供が行われるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	また、当広域連合の個人情報保護条例第8条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。	削除	事後	個人情報保護法の改正等に伴う変更
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	また、当広域連合の個人情報保護条例第8条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。	削除	事後	個人情報保護法の改正等に伴う変更
	「Ⅳ その他のリスク対策」 「② 監査」 「具体的な内容」	(追記)	・当広域連合の統括情報セキュリティ責任者は、当広域連合の個人情報保護法施行条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。	事後	個人情報保護法の改正等に伴う変更
	「(別添1) 事務の内容」 「5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	インターフェースファイル	インターフェースファイル	事後	文言の修正
	「(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目」	(追記)	<資格関連情報> 証交付不要申請管理 <賦課・収納関連情報> 所得課税情報医療費収集用被保険者番号管理	事後	文言の追加
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク: 4入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」 「リスクに対する措置の内容」	(追記)	・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、中間サーバーとの接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。	事後	文言の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」「リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク」「情報ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」</p>	(追記)	<p>・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う。</p>	事後	文言の追加

京都府後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案） に係る意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和6年4月までに予定されている後期高齢者医療広域連合電算システムのクラウド化に伴い、特定個人情報保護評価を実施するため、一部修正した京都府後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を作成しました。

この修正については、「重要な変更」にあたることから、京都府後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）について、意見募集（パブリックコメント）を実施したものです。

1 特定個人情報保護評価の概要

厚生労働省からの委託により国民健康保険中央会が開発している後期高齢者医療広域連合電算処理システムは、令和6年4月までに予定されている機器更改の際、国の「クラウド・バイ・デフォルト原則方針」に則り、クラウド上に構築されます。これに伴い、特定個人情報保護評価を再実施（特定個人情報保護評価書を一部修正）するものです。

2 募集期間

令和5年4月7日（金）から令和5年5月8日（月）まで

3 応募対象者

京都府後期高齢者医療被保険者、京都府内に在住の方

4 公表資料

京都府後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

5 意見募集結果

提出された意見はありませんでした。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都府後期高齢者医療広域連合

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p><制度内容></p> <p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。</p> <p>後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)(以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。</p> <p>対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。</p> <p>後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない。)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。</p> <p>後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。</p> <p>さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格確認を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。</p> <p><事務内容></p> <p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市区町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 <p>1. 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等の即時交付申請 <ul style="list-style-type: none"> 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 <ul style="list-style-type: none"> 市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。 <p>※1: 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。</p> <p>※1-2: オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p>

	<p>2. 賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課 市区町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市区町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する(※2)。 ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市区町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 (※2) 保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能 <p>3. 給付業務</p> <p>市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。 (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。</p> <p>4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)</p> <p>平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。</p> <p>5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)</p> <p>中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。</p> <p>6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)</p> <p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。</p> <p>7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)</p> <p>市区町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。</p>
③システムの名称	<p>1. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p> <p>2. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・住民基本台帳法 第30条の9

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項</p> <p>当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	業務課	
②所属長の役職名	業務課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	総務課	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 <制度内容></p>	<p>後期高齢者医療制度は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を実施。広域連合では、資格管理事務、賦課・収納業務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p>	<p><制度内容> 後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。 後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)(以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。 対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。 後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない。)ため健康保険に定める「実施給付」は存在しない。</p>	事前	
"			<p>後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。 また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。</p>		
平成29年2月28日	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 <事務内容></p>	<p>後期高齢者医療制度は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を実施。広域連合では、資格管理事務、賦課・収納業務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p>	<p><事務内容> 後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市区町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 資格管理業務 ・被保険者証等の即時交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 (※1) 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	"	"	<p>2. 賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課 市区町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市区町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する(※2)。 ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市区町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 (※2) 保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能 <p>3. 給付業務</p> <p>市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。 (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能</p>	事前	
	"	"	<p>4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)</p> <p>平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。</p> <p>5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)</p> <p>中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。</p> <p>6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)</p> <p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。</p>	事前	
	"	"	<p>7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)</p> <p>市区町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。</p>	事前	
平成29年2月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	<p>1. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p> <p>2. 中間サーバー</p>	事前	
平成29年2月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条および別表第一第59号 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・住民基本台帳法 第30条の9 	事前	
平成29年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(新規)	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、97、109 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項</p> <p>当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	担当部署 所属長氏名	担当部署 所属長の役職名	事前	
平成31年2月28日		(新規)	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 基礎項目評価書及び全項目評価書 十分である 2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か 十分である 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か 十分である 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 十分である 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	事前	
平成31年2月28日		(新規)	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 十分である 8 監査 実施の有無 自己点検 9. 従業者に対する教育・啓発 十分に行っている	事前	
令和2年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の内容 <制度内容>	(新規)	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格確認を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。	事前	オンライン資格確認等システム運用開始に伴う記載の追加
令和2年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 1. 資格管理業務	～～上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 ※1: 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。	上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。 ※1: 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 ※1-2: オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事前	オンライン資格確認等システム運用開始に伴う記載の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、97、109 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第44条、第46条、第49条、第55条の2	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、119、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	法令に合わせた記載の修正
令和2年5月29日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年5月29日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイル記録項目		図の修正	事後	①重要な変更にあたらぬ ※特定個人情報保護評価指針第6の2(2)ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため
令和4年12月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 <事務内容> 3. 給付業務	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	公的給付支給等口座を使用する各種支給対応等開始に伴う修正
令和4年12月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法令に合わせた記載の修正
令和4年12月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法令に合わせた記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、119、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	法令に合わせた記載の修正

前回審査会（令和5年3月8日実施）でのご意見を踏まえた変更箇所

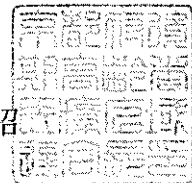
該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載
P.6	「Ⅰ基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「システム1」 「②システムの機能」	なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を含む <u>電子データを取り扱わない契約とし</u> 、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。	なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を含む <u>電子データにはアクセスしないこととし</u> 、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。
P.7	「Ⅰ基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「システム2」 「システムの名称」	中間サーバー	中間サーバー <u>※統合専用端末を含む</u>
P.41	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」	再委託していない	十分に行っている
P.47	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤ったあいてに提供してしまうリスク」 「情報ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	(追記)	・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う。
P.49	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「7. 特定個人情報の保管・消去」 「リスク1：特定個人情報の保管・消去」 「⑥技術的対策」 「具体的な対策の内容」	<標準システムにおける措置> ・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を含む <u>電子データを取り扱わない契約とし</u> 、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。	<標準システムにおける措置> ・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を含む <u>電子データにはアクセスしないこととし</u> 、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。

京都府後期高齢者医療広域連合告示第 6 号

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 22 条の規定に基づき、令和 4 年度における公文書の公開に関する実施状況を次のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 17 日

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭



1 公文書の公開請求の件数及び処理状況 (単位：件)

実施機関	公開 請求	処理状況				
		公開	一部 公開	非公開	公開請 求拒否	不存在 による 非公開
広域連合長	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

2 審査請求の件数

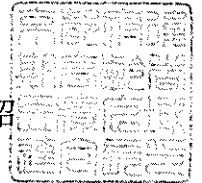
0 件

京都府後期高齢者医療広域連合告示第7号

令和4年度における個人情報の開示請求等に関する運用状況を次のとおり公表する。

令和5年4月17日

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭



1 個人情報の開示請求の件数及び処理状況 (単位：件)

実施機関	開示請求	処理状況				
		開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在による非開示
広域連合長	5	5	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	5	5	0	0	0	0

2 個人情報の訂正請求の件数及び処理状況 (単位：件)

実施機関	訂正請求	処理状況		
		訂正	一部訂正	非訂正
広域連合長	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

3 個人情報利用停止請求の件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関	利用停止請求	処理状況		
		利用停止	一部利用停止	非利用停止
広域連合長	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 個人情報の取扱是正申出の件数 (単位：件)

実施機関	取扱是正申出
広域連合長	0
選挙管理委員会	0
監査委員	0
公平委員会	0
議 会	0
合 計	0

5 審査請求の件数

0件

令和 4 年度 情報公開・個人情報保護審査会例外類型事項による実施状況

1 個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定による個人情報の本人外収集の事例について

	類 型	件 数
1	相談、要望、意見等 相談、陳情、要望、意見、苦情等を受ける際、その内容の中に当該相談者等以外の者に関する個人情報が含まれていることがあるため、それらの個人情報を当該相談者等から収集する場合	
2	資料等の受け取り 他の地方公共団体、他の実施機関等から送付された資料等を受け取る際、その中に関係者等の個人情報が含まれていることがあるため、それらの個人情報を他の地方公共団体、他の実施機関等から収集する場合	
3	資格要件、基準、条件等 資格要件、基準、条件等の調査確認のため、申請者等に関する個人情報を申請者以外の者から収集する場合	19
4	各種申請、届出等 規則等の規定に基づく各種の申請、届出等を受ける際、当該申請者、届出者等以外の者に関する個人情報を申請者等から収集する場合	
5	市町村に対する補助金交付等 市町村に対する調査や補助金等の交付を行うに当たり個人情報を収集する場合	
6	案内状等の送付 挨拶状、各種行事の案内状等を送付するため、個人情報を収集する場合	
7	既存情報活用事務 効率的に事務を執行し、行政サービスの向上を図るため、本人から収集するよりも、地方公共団体等が作成した業務において活用するためのデータベース等、既存の情報を有効に活用した方が合理的な場合 ただし、提供元の地方公共団体等において、個人情報の取扱いに係る規程に基づく手続きを経たことが確認できる場合に限る。	

2 個人情報保護条例第7条第4項第2号の規定による個人情報の収集事例について

	類 型	件 数
1	試験、研修等 試験、研修等に際し、参加者等の病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合	
2	相談、要望、意見等 相談、陳情、要望、意見、苦情等を受ける際、その内容の中に当該相談者等の思想、信条及び宗教に関する個人情報、病歴等の社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合	
3	訴訟 訴訟の事務を行うに当たり、思想、信条及び宗教に関する個人情報、病歴等の社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合	

3 個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定による個人情報の目的外利用及び提供の事例について

	類 型	件 数
1	案内状等の送付 会議等の案内や挨拶状等を送付するため、氏名、住所等の個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合	
2	報道機関への発表 報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、該当者に関する個人情報を提供する場合、又は所管課が作成した個人情報が含まれた資料を、広報を担当する実施機関で利用する場合	
3	アンケート対象者の抽出等 アンケート調査や実態調査等を行うに当たり、それらの対象者の選定をするため、必要な範囲内で対象者に関する個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関、国等に提供する場合	
4	依頼、照会等 国、京都府、市町村、医療保険者が法令等に基づき実施する事務に関して行う依頼、調査、照会等に対し、回答等をする場合	71
5	法令に基づく要請等 法令に基づいて、必要な限度で個人情報を提供する場合	25
6	死亡した後期高齢者医療の被保険者に係る診療報酬明細書等の提供 死亡した被保険者に係る診療報酬明細書等に記載された情報を、遺族からの申出に応じ、提供する場合。ただし、取扱要領に基づき提供する場合に限る。	7

令和 4 年度情報公開・個人情報保護審査会例外類型事項による実施状況

1-3 資格要件、基準、条件等

資格要件、基準、条件等の調査確認のため、申請者等に関する個人情報を申請者以外の者から収集する場合

資格喪失後受診に係る医療費の清算に伴う被保険者の資格確認(京都府広域から他広域へ)

19件

No	収集日	収集元	件名(収集内容)	対象人数	種別
1	令和4年4月6日	滋賀県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	2	紙媒体
2	令和4年4月6日	福井県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
3	令和4年4月6日	大阪府広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	2	紙媒体
4	令和4年4月6日	兵庫県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
5	令和4年6月3日	奈良県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
6	令和4年6月3日	福岡県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
7	令和4年6月3日	神奈川県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
8	令和4年7月14日	大阪府広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
9	令和4年8月8日	神奈川県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
10	令和4年8月8日	奈良県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
11	令和4年8月31日	東京都広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
12	令和4年8月31日	愛媛県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
13	令和4年10月31日	茨城県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
14	令和4年12月12日	大阪府広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
15	令和5年1月17日	香川県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
16	令和5年2月1日	東京都広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体

17	令和5年2月1日	滋賀県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
18	令和5年2月1日	福井県広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体
19	令和5年3月30日	大阪府広域連合	(被保険者証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、一部負担金の割合/限度額適用・標準負担額減額認定証に係る資格情報:保険者番号、被保険者番号、発行期日、交付年月日、適用区分、長期入院該当年月日)	1	紙媒体

合計

21

2 個人情報の収集事例

なし

令和 4 年度情報公開・個人情報保護審査会例外類型事項による実施状況

3-4 依頼・照会等

国、都道府県、市町村、医療保険者が法令等に基づき実施する事務に関して行う依頼、調査、照会等に対し、回答等をする場合

① 高齢者の医療の確保に関する法律第66条第1項の規定による保険医療機関等に対する指導

15件

No	利用日又は提供日	区分	提供先	件名(利用内容又は提供内容)	対象人数	レセ提供の場合の件数	種別
1	令和4年4月28日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	65	88	紙媒体
2	令和4年6月17日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	2,360	3,789	紙媒体
3	令和4年6月28日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	12	33	紙媒体
4	令和4年7月14日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	1,712	3,357	紙媒体
5	令和4年8月2日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	114	115	紙媒体
6	令和4年8月15日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	1,505	2,265	紙媒体
7	令和4年8月31日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	16	51	紙媒体
8	令和4年9月21日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	3,512	5,642	紙媒体
9	令和4年10月20日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	3,725	6,026	紙媒体
10	令和4年10月21日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	10	16	紙媒体
11	令和4年11月10日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	3,224	5,577	紙媒体
12	令和4年12月22日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	524	855	紙媒体
13	令和5年1月13日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	3,363	5,295	紙媒体
14	令和5年3月2日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	14	34	紙媒体
15	令和5年3月6日	目的外提供	京都府医療保険政策課	保険医療機関等に係る指導等のため	3,090	4,471	紙媒体

合計

23,246 37,614

令和 4 年度情報公開・個人情報保護審査会例外類型事項による実施状況

② 厚生省老人保健福祉局長・保健局長通知「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査会委員の設置及び指導監督
 監査について」及び「柔道整復師の施術に係る療養費について」に基づく施術所に対する指導

8件

No	利用日又は提供日	区分	提供先	件名(利用内容又は提供内容)	対象人数	レセ提供の 場合の件数	種別
1	令和4年5月24日	目的外提供	京都府医療保険政策課	療養費の受領委任を行っている施術所に対する指導等のため	9	30	紙媒体
2	令和4年5月30日	目的外提供	京都府医療保険政策課	療養費の受領委任を行っている施術所に対する指導等のため	6	29	紙媒体
3	令和4年6月3日	目的外提供	京都府医療保険政策課	療養費の受領委任を行っている施術所に対する指導等のため	27	425	紙媒体
4	令和4年8月16日	目的外提供	京都府医療保険政策課	療養費の受領委任を行っている施術所に対する指導等のため	11	29	紙媒体
5	令和4年10月3日	目的外提供	京都府医療保険政策課	療養費の受領委任を行っている施術所に対する指導等のため	29	99	紙媒体
6	令和4年10月3日	目的外提供	京都府医療保険政策課	療養費の受領委任を行っている施術所に対する指導等のため	136	567	紙媒体
7	令和4年11月18日	目的外提供	京都府医療保険政策課	療養費の受領委任を行っている施術所に対する指導等のため	1	4	紙媒体
8	令和5年3月31日	目的外提供	京都府医療保険政策課	療養費の受領委任を行っている施術所に対する指導等のため	59	141	紙媒体
合計					278	1324	

令和 4 年度 情報公開・個人情報保護審査会例外類型事項による実施状況

③ 資格喪失後受診に係る医療費の清算及び住所地特例に係る被保険者情報の照会のために伴う被保険者の資格照会
(他広域から京都府広域)

48件

No	利用日又は提供日	提供先	件名(利用内容又は提供内容)	対象人数	種別
1	令和4年4月1日	東京都広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	1	紙媒体
2	令和4年4月4日	滋賀県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、被保険者証発効期日、減額認定証・限度額証交付状況)	1	紙媒体
3	令和4年4月13日	奈良県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、負担区分及び限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
4	令和4年4月19日	三重県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、負担区分、減額証・限度額証交付状況)	1	紙媒体
5	令和4年4月26日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	8	紙媒体
6	令和4年5月24日	兵庫県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者証番号、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
7	令和4年5月24日	長崎県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、発行期日、交付年月日、負担割合)	1	紙媒体
8	令和4年6月6日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	7	紙媒体
9	令和4年6月8日	和歌山県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
10	令和4年6月28日	千葉県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	1	紙媒体
11	令和4年6月28日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	3	紙媒体
12	令和4年6月28日	兵庫県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者証番号、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	2	紙媒体
13	令和4年7月8日	東京都広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	1	紙媒体
14	令和4年7月15日	島根県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、負担割合、負担区分、資格取得日、減額証交付状況)	1	紙媒体
15	令和4年8月1日	兵庫県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者証番号、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体

16	令和4年8月4日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	4	紙媒体
17	令和4年8月23日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	5	紙媒体
18	令和4年9月15日	奈良県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、負担区分及び限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
19	令和4年9月21日	熊本県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
20	令和4年9月28日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	2	紙媒体
21	令和4年9月29日	滋賀県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、被保険者証発効期日、減額認定証・限度額証交付状況)	2	紙媒体
22	令和4年10月6日	千葉県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	1	紙媒体
23	令和4年10月26日	兵庫県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者証番号、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
24	令和4年10月27日	東京都広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	2	紙媒体
25	令和4年11月2日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	6	紙媒体
26	令和4年11月4日	滋賀県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、被保険者証発効期日、減額認定証・限度額証交付状況)	1	紙媒体
27	令和4年11月24日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	8	紙媒体
28	令和4年11月25日	熊本県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
29	令和4年11月30日	新潟県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、負担割合)	1	紙媒体
30	令和4年12月9日	和歌山県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
31	令和4年12月14日	熊本県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
32	令和4年12月20日	大分県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担区分、減額証等交付状況)	1	紙媒体

33	令和4年12月26日	鳥取県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、負担区分、限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
34	令和4年12月27日	千葉県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	2	紙媒体
35	令和4年12月28日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	5	紙媒体
36	令和5年1月17日	長野県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	1	紙媒体
37	令和5年1月25日	千葉県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、減額証交付状況)	2	紙媒体
38	令和5年1月25日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	9	紙媒体
39	令和5年1月31日	奈良県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、負担区分及び限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	1	紙媒体
40	令和5年1月31日	滋賀県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、被保険者証発効期日、減額認定証・限度額証交付状況)	1	紙媒体
41	令和5年2月14日	愛媛県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、被保険者証発効期日、減額認定証・限度額証交付状況)	1	紙媒体
42	令和5年2月15日	大分県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担区分、減額証等交付状況)	1	紙媒体
43	令和5年2月22日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	7	紙媒体
44	令和5年3月22日	広島県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	2	紙媒体
45	令和5年3月22日	長野県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	1	紙媒体
46	令和5年3月23日	大阪府広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合、負担区分及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況)	7	紙媒体
47	令和5年3月23日	石川県広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、交付年月日、負担割合、負担区分、減額・限度額認定証交付状況)	1	紙媒体
48	令和5年3月31日	東京都広域連合	転入者にかかる医療機関へのレセプト返戻のため(保険者番号、被保険者番号、資格取得日、負担割合)	1	紙媒体

合計

113

令和 4 年度 情報公開・個人情報保護審査会例外類型事項による実施状況

3-5 法令に基づく要請等

法令に基づいて、必要な限度で個人情報を提供する場合

25件

No	利用日又は提供日	提供先	件名(利用内容又は提供内容)	対象人数	種別
1	令和4年5月12日	京都府医療保険政策課	会計検査院実地検査のため	199,790 (延べ人数)	記録媒体
2	令和4年5月19日	京都市検察庁	裁判執行関係事項照会(加入歴、受診歴、保険料支払状況)	1	紙媒体
3	令和4年5月23日	丹後労働基準監督署	労災保険給付に係る審査のため(診療報酬明細書)	1	紙媒体
4	令和4年6月17日	岡山県警察本部 高速道路交通警察隊	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
5	令和4年6月20日	京都府向日町警察署	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
6	令和4年6月24日	京都府上労働基準監督署	労災保険給付に係る審査のため(診療報酬明細書)	1	紙媒体
7	令和4年6月28日	京都府宇治警察署	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
8	令和4年6月30日	京都府南労働基準監督署	労災保険給付に係る審査のため(診療報酬明細書)	1	紙媒体
9	令和4年7月13日	京都府木津警察署	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
10	令和4年8月1日	舞鶴労働基準監督署	労災保険給付に係る審査のため(診療報酬明細書)	1	紙媒体
11	令和4年8月24日	京都府下京警察署	捜査関係事項照会(受診歴)	1	紙媒体
12	令和4年8月24日	京都府山科警察署	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	7	紙媒体
13	令和4年8月31日	京都府下労働基準監督署	労災保険給付に係る審査のため(診療報酬明細書)	1	紙媒体
14	令和4年9月6日	京都府山科警察署	捜査関係事項照会(受診歴)	1	紙媒体

15	令和4年9月28日	京都上労働基準監督署	労災保険給付に係る審査のため(診療報酬明細書)	1	紙媒体
16	令和4年10月12日	京都府医療保険政策課	会計検査院実地検査のため	530	紙媒体
17	令和4年10月18日	京都府医療保険政策課	会計検査院実地検査のため	986,546 (件数)	記録媒体
18	令和4年11月8日	大阪高等検察庁	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
19	令和4年11月8日	京都地方検察庁	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
20	令和4年11月22日	京都府北警察署	捜査関係事項照会(受診歴)	1	紙媒体
21	令和4年11月30日	京都府南丹警察署	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
22	令和4年12月26日	京都府警察本部 高速道路交通警察隊	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
23	令和4年12月26日	京都府下京警察署	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
24	令和5年1月17日	京都府亀岡警察署	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体
25	令和5年3月22日	京都地方検察庁	捜査関係事項照会(加入歴、受診歴)	1	紙媒体

合計

1,186,894

令和 4 年度 情報公開・個人情報保護審査会例外類型事項による実施状況

3-6 死亡した被保険者に係る診療報酬明細書等の提供

死亡した被保険者に係る診療報酬明細書等に記載された情報を遺族からの申出に応じ、提供する場合

7件

No	提供日	提供先	提供内容	対象人数	レセ提供の場合の件数	種別
1	令和4年9月28日	被保険者の子	診療報酬明細書	1	82	紙媒体
2	令和4年10月17日	被保険者の子	診療報酬明細書	1	57	紙媒体
3	令和4年10月31日	被保険者の子	診療報酬明細書	1	1	紙媒体
4	令和4年11月21日	被保険者の子	診療報酬明細書	1	22	紙媒体
5	令和4年12月1日	被保険者の子	診療報酬明細書	1	1	紙媒体
6	令和5年3月13日	被保険者の子	診療報酬明細書	1	109	紙媒体
7	令和5年3月31日	被保険者の子	診療報酬明細書	1	162	紙媒体

合計

7

434

死亡した被保険者に係る診療報酬明細書等の提供申出の推移

年 度	申出件数
平成21年度	1
平成22年度	3
平成23年度	4
平成24年度	6
平成25年度	4
平成26年度	5
平成27年度	7
平成28年度	8
平成29年度	9
平成30年度	8
平成31年度	4
令和2年度	2
令和3年度	1
令和4年度	7
合 計	69

令和 4 年度 情報公開・個人情報保護審査会例外類型事項による実施状況

【参考】

◎ 令和 4 年度の個人情報開示請求の内訳

※レセ件数：提供したレセプト（診療報酬明細書等）一月分を1件として計上。

No	請求書受理日	開示内容	レセ件数	処分	決定日	開示方法
1	令和4年8月22日	診療報酬明細書	2	全部開示	令和4年8月31日	写しの提供
2	令和4年9月20日	診療報酬明細書	33	全部開示	令和4年10月3日	写しの提供
3	令和4年11月30日	診療報酬明細書	101	全部開示	延長：令和4年12月14日 開示：令和4年12月26日	写しの提供
4	令和5年1月12日	診療報酬明細書	30	全部開示	令和5年1月26日	写しの提供
5	令和5年3月22日	柔道整復施術療養費支給申請書	27	全部開示	令和5年3月30日	写しの提供

◎ 個人情報開示請求件数の推移

年度	開示請求			訂正請求		利用停止等請求		不服申立
	開示※	一部開示※	非開示	訂正	非訂正	利用	非利用	
20年度	0	0	0	0	0	0	0	0
21年度	2	0	0	0	0	0	0	0
22年度	3	0	0	0	0	0	0	0
23年度	4	0	0	0	0	0	0	0
24年度	1	0	0	0	0	0	0	0
25年度	3	0	0	0	0	0	0	0
26年度	3	0	0	0	0	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	4	0	0	0	0	0	0	0
29年度	10	0	0	0	0	0	0	0
30年度	4	1	0	0	0	0	0	0
31(元)年度	10	0	0	0	0	0	0	0
2年度	8	0	0	0	0	0	0	0
3年度	4	0	0	0	0	0	0	0
4年度	5	0	0	0	0	0	0	0
合計	61	1	0	0	0	0	0	0

※開示は全て診療報酬明細書

※一部開示は葬祭費支給申請書一式

改正個人情報保護法の施行に伴う対応について

令和 5 年 4 月 1 日の改正個人情報保護法の施行に伴い、同法の施行に関する施行条例等の制定のほか、次の措置を行いましたので御報告いたします。

1 関連規程の整備（令和 5 年 3 月審査会報告事項）

- ① 個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則及び議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（別紙 1 及び 1-2）
- ② 死者情報の取扱い等に関する要綱（別紙 2）

2 開示等の処分の審査基準（別紙 3）

改正個人情報保護法では、保有個人情報に関し、開示請求権（法 76 条）、訂正請求権（法 90 条）、利用停止請求権（法第 98 条）が規定され、これらの請求に係る処分については、それぞれ、開示義務（法第 78 条）、訂正義務（法第 92 条）、利用停止義務（法第 100 条）の定めるところによることとなる。

そこで、国のガイドラインに準拠して、これらの基準を策定したものである。

3 保有個人情報の安全管理措置（別紙 4）

改正個人情報保護法第 66 条の規定によって、保有個人情報に係る安全管理措置を講じることとされている。

そこで、国の策定例や、従前から定める、当広域連合の特定個人情報の取扱いに関する規程を参考に、当該安全管理措置を策定した。

なお、国の策定例においても、当該安全管理措置に、特定個人情報の取扱いに係る措置が包含されており、個人情報保護委員会に確認のうえ、当広域連合においても、これを包含するものとして策定した。

※これに伴い、従前からの特定個人情報の取扱いに関する規程は廃止することとなる。

（概要）

- ・管理体制等
- ・保有個人情報等の適正な取扱い
- ・情報システム等の安全の確保等
- ・保有個人情報等の提供及び業務の委託等
- ・サイバーセキュリティの確保
- ・安全確保上の問題への対応
- ・監査及び点検の実施

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行
条例施行規則

令和 5 年 3 月 2 9 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）及び京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(登録簿の記載事項)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 8 号に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の届出年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令
- (3) 個人情報取扱事務の外部委託の有無

2 条例第 3 条の規定による個人情報取扱事務の登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（第 1 号様式）とする。

(開示請求書)

第 4 条 法第 7 7 条第 1 項の書面は、開示請求書（第 2 号様式）とする。

(開示決定通知書)

第 5 条 法第 8 2 条第 1 項の書面は、開示決定通知書（第 3 号様式）とする。

2 法第 8 2 条第 2 項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（第 4 号様式）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第 6 条 法第 8 3 条第 2 項の書面は、開示決定等期限延長通知書（第 5 号様式）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第 7 条 法第 8 4 条の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（第 6 号

様式) とする。

(第三者意見照会書等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(第7号様式)により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面は、第三者意見照会書(第8号様式)とする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(第9号様式)とする。

4 法第86条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(第10号様式)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第9条 法第87条第1項に規定する行政機関の長等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、広域連合の機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、行政機関の長等は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(費用の負担等)

第10条 条例第4条第2項に規定する規則で定める写し等の作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第4条第2項に規定する写し等の送付に要する費用の額は、当該写し等の送付に要する郵便料金相当額とする。

(訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の書面は、訂正請求書（第11号様式）とする。

（訂正決定通知書等）

第12条 法第93条第1項の書面は、訂正決定通知書（第12号様式）とする。

2 法第93条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（第13号様式）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第13条 法第94条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（第14号様式）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第14条 法第95条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（第15号様式）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第15条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第16号様式）とする。

（利用停止請求書）

第16条 法第99条第1項の書面は、利用停止請求書（第17号様式）とする。

（利用停止決定通知書等）

第17条 法第101条第1項の書面は、利用停止決定通知書（第18号様式）とする。

2 法第101条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（第19号様式）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第18条 法第102条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（第20号様式）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第19条 法第103条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（第21号様式）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第20条 法第105条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通

知書（第 2 2 号様式）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の前に行われた旧規則による請求に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

1. 写し等の作成に要する費用の額

写し等の作成の方法	費用
電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき10円 （用紙の両面に複写した場合は、 1枚につき20円）
フルカラー電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき100円 （用紙の両面に複写した場合は、 1枚につき200円）
上記以外の方法により写しを作成した 場合	実費
光ディスク（CD-R）に複写した もの	1枚につき100円
光ディスク（DVD-R）に複写した もの	1枚につき120円
その他の記録媒体に複写した場合	実費

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

整 理 番 号		
担 当 課 等		課 (内線)
届 出 年 月 日		年 月 日
個人情報取扱事務の名称		
個人情報取扱事務を所掌する組織の名称		
個人情報取扱事務の目的		
根 拠 法 令		
個人情報の対象者		
個人 情報 の 内 容	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> その他 ()
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体の状況 <input type="checkbox"/> その他 ()
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 ()
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> その他 ()
	財産収入	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入・所得 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法第2条第3項に該当する要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの
	そ の 他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
個人情報の収集方法		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		本人以外の区分 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他 ()
個人情報の経常的な利用の範囲又は提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
		利用の範囲又は提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他 ()
		個人番号の利用又は特定個人情報の提供 <input type="checkbox"/> 個人番号の利用 <input type="checkbox"/> 特定個人情報の提供
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
備 考		

開示請求書

年 月 日

（行政機関の長等）宛て

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

その他 ()

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

（開示請求者）様

（行政機関の長等）

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（行政機関の長等）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（行政機関の長等）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期 間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時 間：

場 所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合

(担当者名)

(電話)

（開示請求者） 様

（行政機関の長等）

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（行政機関の長等）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（行政機関の長等）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（開示請求者） 様

（行政機関の長等）

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（開示請求者） 様

（行政機関の長等）

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をす る期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（第三者利害関係人）様

（行政機関の長等）

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（部署名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（第三者利害関係人）様

（行政機関の長等）

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(部署名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
京都府後期高齢者医療広域連合
(担当者名)
(電話)

第三者開示決定等意見書

年 月 日

（行政機関の長等） 宛て

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1） 支障（不利益）がある部分 （2） 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

（反対意見書を提出した第三者）様

（行政機関の長等）

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

訂正請求書

年 月 日

（行政機関の長等） 宛て

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
（ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()

（訂正請求者）様

（行政機関の長等）

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（行政機関の長等）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（行政機関の長等）を被告として、京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（訂正請求者）様

（行政機関の長等）

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（行政機関の長等）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（行政機関の長等）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（訂正請求者）様

（行政機関の長等）

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
京都府後期高齢者医療広域連合
(担当者名)
(電話)

（訂正請求者）様

（行政機関の長等）

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（他の行政機関の長等）様

（行政機関の長等）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

（利用停止請求者）様

（行政機関の長等）

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（行政機関の長等）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（行政機関の長等）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（利用停止請求者）様

（行政機関の長等）

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（行政機関の長等）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（行政機関の長等）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（利用停止請求者） 様

（行政機関の長等）

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（利用停止請求者）様

（行政機関の長等）

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
（担当者名）
（電話）

（審査請求人等）様

（行政機関の長等）

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの（行政機関の長等）に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問 号

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合
(担当者名)
(電話)

(参考書式：法第87条第3項、施行令第26条関係)

開示の実施方法等申出書

年 月 日

(行政機関の長等) 宛て

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 ・ 無

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合

(担当者名)

(電話)

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例施行規程

令和 5 年 3 月 3 1 日

議会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 3 条第 1 1 項に規定する保険者番号及び同条第 1 2 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）第 2 条第 1 0 項に規定する保険者番号及び同条第 1 1 項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和 2 6 年法律第 2 6 7 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券

の番号

- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当する

ものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれが

ある事態

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況に

ついて評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する

個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(登録簿の記載事項)

第9条 条例第18条第1項第8号に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の届出年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令
- (3) 個人情報取扱事務の外部委託の有無

2 条例第18条の規定による個人情報取扱事務の登録簿は、個人情報取扱事務登録簿(第1号様式)とする。

(開示請求書)

第10条 条例第20条第1項の書面は、開示請求書(第2号様式)とする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者

証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示決定通知書)

第13条 条例第25条第1項の書面は、開示決定通知書(第3号様式)とする。

2 条例第25条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(第4号様式)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第14条 条例第26条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(第5号様式)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第15条 条例第27条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(第6号様式)とする。

(第三者意見照会書等)

第16条 条例第28条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(第7号様式)により行うものとする。

2 条例第28条第2項の書面は、第三者意見照会書(第8号様式)とする。

3 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(第9号様式)とする。

4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
7 条例第28条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（第10号様式）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第17条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があつた場合において、開示

請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用の負担等)

第19条 条例第31条第2項に規定する写し等の作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第31条第2項に規定する写し等の送付に要する費用の額は、当該写し等の送付に要する郵便料金相当額とする。

(訂正請求書)

第20条 条例第33条第1項の書面は、訂正請求書(第11号様式)とする。

(訂正決定通知書等)

第21条 条例第35条第1項の書面は、訂正決定通知書(第12号様式)とする。

2 条例第35条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(第13号様式)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第22条 条例第36条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(第14号様式)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 条例第37条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(第15号様式)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第38条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(第16号様式)とする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第40条第1項の書面は、利用停止請求書(第17号様式)とする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第42条第1項の書面は、利用停止決定通知書(第18号様式)とする。

2 条例第42条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(第19号様式)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第 27 条 条例第 43 条第 2 項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（第 20 号様式）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第 28 条 条例第 44 条第 1 項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（第 21 号様式）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第 29 条 条例第 46 条第 2 項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（第 22 号様式）により行うものとする。

（施行状況の公表）

第 30 条 条例第 52 条の規定による公表は、広域連合の掲示場に掲示することにより行う。

（雑則）

第 31 条 この規程に定めのない事項については、広域連合長の事務局の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年議会訓令第 1 号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第19条関係）

1. 写し等の作成に要する費用の額

写し等の作成の方法	費用
電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき10円 （用紙の両面に複写した場合は、 1枚につき20円）
フルカラー電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき100円 （用紙の両面に複写した場合は、 1枚につき200円）
上記以外の方法により写しを作成した場合	実費
光ディスク（CD-R）に複写したもの	1枚につき100円
光ディスク（DVD-R）に複写したもの	1枚につき120円
その他の記録媒体に複写した場合	実費

第1号様式（第9条関係）

個人情報取扱事務登録簿

整理番号		
届出年月日		年 月 日
個人情報取扱事務の名称		
個人情報取扱事務を所掌する組織の名称		
個人情報取扱事務の目的		
根拠法令		
個人情報の対象者		
個人情報の内容	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体の状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	財産収入	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入・所得 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	条例第2条第3項に該当する要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの
	その他	<input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ）
個人情報の収集方法		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 本人以外の区分 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
個人情報の経常的な利用の範囲又は提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 利用の範囲又は提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他（ ） 個人番号の利用又は特定個人情報の提供 <input type="checkbox"/> 個人番号の利用 <input type="checkbox"/> 特定個人情報の提供
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
備考		

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

（開示請求者）様

議長名

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局

(担当者名)

(電話)

（開示請求者） 様

議 長 名

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第25条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（開示請求者）様

議 長 名

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（開示請求者） 様

議 長 名

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第27条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第27条の規定 （開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局

（担当者名）

（電話）

（第三者利害関係人）様

議 長 名

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局 （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（第三者利害関係人）様

議 長 名

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局 (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
(担当者名)
(電話)

第三者開示決定等意見書

年 月 日

議 長 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

（反対意見書を提出した第三者）様

議 長 名

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第28条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

訂正請求書

年 月 日

議長 宛て

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL () _____

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
(ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

（訂正請求者）様

議長名

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（訂正請求者）様

議長名

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（訂正請求者）様

議 長 名

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（訂正請求者）様

議長名

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第37条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（市町村長等）様

議 長 名

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（市町村長等）に提供している次の保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

< 本件連絡先 >

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

利用停止請求書

年 月 日

議長宛て

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第40条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

(ふりがな)

イ 本人の氏名 _____

ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

（利用停止請求者）様

議長名

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第42条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（利用停止請求者）様

議長名

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第42条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議長を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（利用停止請求者） 様

議 長 名

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（利用停止請求者） 様

議 長 名

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第44条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
（担当者名）
（電話）

（審査請求人等）様

議 長 名

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第46条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問 号

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局
(担当者名)
(電話)

(参考書式：条例第29条第3項、施行規程第18条)

開示の実施方法等申出書

年 月 日

議長 宛て

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ Tel () _____

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第29条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 ・ 無

<本件連絡先>

京都府後期高齢者医療広域連合議会事務局

(担当者名)

(電話)

京都府後期高齢者医療広域連合死者情報の取扱い等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の実施機関が保有する死者情報について、提供することができるものを定めるとともに、提供に伴う取扱い、手続その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 生存していない個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の生存していない個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、これにより特定の生存していない個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年条例第25号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書に記録されたものに限る。
- (2) 実施機関 情報公開条例第2条第1号に規定する機関をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、死者情報を適正に取り扱うよう配慮しなければならない。
2 実施機関の職員又は職員であつた者は、その職務に関して知り得た死者情報を漏らし、又は不当な目的に利用し、若しくは提供することがないよう、配慮しなければならない。

(死者情報の提供の申出)

第4条 実施機関に対して、死者情報の提供を申し出ることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 死者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子(当該子が既に死亡している場合にあつては、当該子の子)、祖父母、兄弟姉妹(当該兄弟姉妹が既に死亡している場合にあつては、当該兄弟姉妹の子)(以下「遺族」という。)

- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合は、その者の法定代理人
 - (3) 遺族から委任を受けた任意代理人
- (提供することができるレセプト情報の範囲)

第5条 死者情報のうち、診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）に記載された情報の提供することができる範囲は、広域連合が保管する診療日の属する月以後5年を経過する月までの間のレセプトに記載されたものとする。

(受付窓口)

第6条 提供の申出の受付窓口は、広域連合の事務所の位置を定める条例（平成19年条例第5号）に規定する広域連合の事務所とする。

(提供の申出の手続)

第7条 提供の申出は、「死者情報の提供に係る申出書」（第1号様式。次項及び第6項において「申出書」という。）を前条に規定する受付窓口に提出してしなければならない。

2 提供の申出をしようとする者（以下「申出希望者」という。）は、申出書を提出する際、自己が当該申出希望者本人であることを証明するために、次に掲げる書類のいずれかを実施機関の職員に提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 健康保険の被保険者証
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 在留カード又は特別永住者証明書
- (5) 個人番号カード
- (6) 前各号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあっては、当該申出希望者が本人であることを確認するため、実施機関が適当と認める書類

3 申出希望者が第4条第2号に規定する者である場合は、自己が法定代理人であることを証明するために、次に掲げる書類のいずれかを実施機関の職員に提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 家庭裁判所の証明書

(2) その他法定代理人の資格を証明する書類

4 申出希望者が第4条第3号に規定する者である場合は、自己が任意代理人であることを証明するために、委任状その他その資格を証明するための書類（申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を実施機関の職員に提出し、又は提示しなければならない。この場合において、実施機関の職員は、当該申出を委任した第4条第1号に該当する者に対して、委任した事実その他必要な事項を確認することができる。

5 申出希望者は、死者の死亡の事実及び遺族であることを証明するため、次に掲げる書類のうち少なくとも1以上の書類を実施機関の職員に提出し、又は提示しなければならない。

(1) 戸籍の謄本又は抄本（除籍を含む。）

(2) 死者が消除された住民票（除票）の写し

(3) 死亡診断書

(4) その他死亡の事実及び遺族であることを証明する書類

6 申出希望者は、提供の申出をする場合、あらかじめ第11条に規定する意見聴取に同意しなければならない。

7 実施機関は、申出書に形式上の不備があると認めるときは、申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（提供の申出に対する決定）

第8条 実施機関は、提供の申出があったときは、原則として申出のあった日から起算して30日以内に当該提供に係る決定を行うものとする。

2 実施機関は、提供の申出の対象となっている死者情報に情報公開条例第7条各号に掲げる情報（以下「不提供情報」という。）のいずれかが含まれている場合（同条第1号にあっては、同号中「個人」を「申出の対象となっている死者以外の個人」と読み替えて適用した場合）を除き、当該死者情報を提供するものとする。ただし、同条第1号に該当する場合において、当該提供について、死者以外の個人の同意があるときは、この限りでない。

3 前項の提供の申出の対象となっている死者情報に不提供情報が含まれている場合において、不提供情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、申出者に対し、当該部分を除いた部分につき提供するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、提供の申出に係る死者情報が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該死者情報を提供しないこととする。

(1) 当該死者の生前の意思、名誉等を傷つけるおそれがあるとき。

(2) 提供申出に係る死者情報を保有していないとき。

(死者情報の存否に関する情報)

第9条 提供の申出に対し、当該申出に係る死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不提供情報を提供することとなるときは、実施機関は、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該申出を拒否することができる。

(決定の通知等)

第10条 前2条に規定する死者情報の提供に係る決定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により、申出者に通知するものとする。

(1) 死者情報の全部又は一部を提供する旨の決定 「死者情報の提供について(お知らせ)」(第2号様式)

(2) 死者情報の全部を提供しない旨の決定 「死者情報の非提供について(お知らせ)」(第3号様式)

(3) 提供の申出に係る死者情報を保有していないことにより提供しない旨の決定 「死者情報の不存在による非提供について(お知らせ)」(第4号様式)

(4) 前条の規定により申出を拒否する旨の決定 「死者情報の提供申出の拒否について(お知らせ)」(第5号様式)

(死者情報の提供の申出に係る照会、回答等)

第11条 死者情報に、当該死者及び申出者以外の第三者(以下「第三者」という。)の個人情報が含まれている場合、当該第三者に死者情報の提供についての意見を聴くことができる(当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。)

2 前項の規定により、第三者の意見を聴くときは、「死者情報の提供申出者への提供について(照会)」(第6号様式)により、照会を行った日から14日以

内を回答期限として照会するものとし、「死者情報の提供申出者への提供について（回答）」（第7号様式）により、回答するよう求めるものとする。

（第三者への通知）

第12条 前条第1項の規定により意見を聴いた第三者から死者情報の提供について、反対の意思を表示した回答があった場合において、死者情報を提供する旨の決定をするときは、当該決定の日と死者情報の提供を実施する日との間に少なくとも14日の期間を置かなければならない。この場合において、当該決定後直ちに、「死者情報の申出者への提供について（お知らせ）」（第8号様式）により、当該第三者に通知するものとする。

（死者情報の提供の実施）

第13条 死者情報の提供は、第10条第1号に規定する書面に記載した日時及び場所において、死者情報が文書に記録されているときは、閲覧又は写し等の交付（郵送による交付も含む。）により、電磁的記録に記録されているときは、その種別その他の状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

2 第6条に規定する受付窓口において死者情報の提供を受ける申出者は、実施機関の職員に第10条第1号に規定する書面を提示するとともに、第7条第2項に規定する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 前項に規定する受付窓口において死者情報の提供を受ける申出者が第4条第2号又は第3号に該当する者である場合において、当該閲覧又は写しの提供を受けるとき、当該申出者は、法定代理人又は任意代理人の資格を有していることを証するため、第7条第3項又は第4項に規定する書類を実施機関の職員に提出し、又は提示しなければならない。

（費用の負担等）

第14条 死者情報が記録される文書の写し等の提供を受ける申出者は、当該文書の写しの作成に要する費用として、別表に定める費用の額を負担するものとする。

2 郵送により死者情報の提供を受ける申出者は、郵送に要する費用として、郵便料金相当額を負担するものとする。

（委任）

第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(レセプト情報の提供に関する事務取扱要領の廃止)

2 レセプト情報の提供に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行の日前にされた要領第5条の規定による提供の申出がされた場合における要領に規定するレセプト情報の提供については、なお従前のおおりのとする。

別表（第14条関係）

写し等の作成の方法	費用
電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき10円 （用紙の両面に複写した場合は、1枚につき20円）
フルカラー電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき100円 （用紙の両面に複写した場合は、1枚につき200円）
上記以外の方法により写しを作成した場合	実費
光ディスク（CD-R）に複写したもの	1枚につき100円
光ディスク（DVD-R）に複写したもの	1枚につき120円
その他の記録媒体に複写した場合	実費

情報の提供に係る申出書

(あて先) 京都府後期高齢者医療広域連合長		年 月 日		
申出をしようとする者	住 所 〒 —			
	ふりがな		電話番号	
	氏 名 — —			
	<input type="checkbox"/> 遺族 続柄 ()	法定(任意)代理人に依頼した遺族の住所 〒 —		
	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	ふりがな	電話番号	
		依頼した遺族の氏名	— —	
	提供の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの提供			
	死亡した者及び申出をしようとする者以外の第三者の情報が含まれている場合において、第三者に意見を照会することについて同意されますか。			はい・いいえ
死者情報を提供することについて、被保険者の生前の意志や名誉との関係で問題がありますか。			はい・いいえ	
(死者情報の提供を求める特別な理由があれば記載してください。)				

注 申出者氏名欄は本人が署名してください。

死亡した者	死亡時の住所 〒 —		
	ふりがな		生年月日 年 月 日生
	氏 名		
	死者が被保険者の場合 その者の被保険者番号		

提供の申出に係る死者情報が記録されている公文書 の名称	<input type="checkbox"/> レセプト (年 月診療分～ 年 月診療分) ・医療機関等の名称 _____ ・種別 (○印を付してください。→ 医科 ・ 歯科 ・ 調剤 ・ 訪問看護) <input type="checkbox"/> レセプト以外の公文書 (名称その他申出に係る死者情報を特定するに足りる事項を記入してください。)
--------------------------------	---

注 該当する□には✓印を記入してください。

※ 受付窓口・処理事項欄（以下の各欄は受付窓口の担当者が記入します。）

受付年月日	年 月 日	所管課	
-------	-------	-----	--

確認書類 (該当番号を○で囲む)	申出者本人	1 医療保険の被保険者証 2 運転免許証 3 旅券 4 在留カード又は特別永住者証明書 5 個人番号カード 6 その他 ()
	法定代理人	1 家庭裁判所の証明書 () 2 その他 ()
	任意代理人	1 委任状 2 その他 () ※ 委任者への提供申出の意思の確認 (確認した日付: 年 月 日 委任者本人確認: 氏名 住所 生年月日 (戸籍等と照合))
	死亡の事実及び遺族	1 戸籍謄本又は抄本 (除籍を含む。) 2 被保険者の消除された住民票の写し 3 死亡診断書 4 その他 ()

特記事項	
------	--

様

京都府後期高齢者医療広域連合長

死者情報の提供について（お知らせ）

年 月 日付けで申出のありました死者情報については、下記のとおり提供することとしましたので、お知らせします。

記

1 提供する死者情報

対象者名

様

レセプト

診療年月	保険医療機関等名	提供の区分
年 月診療分		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
年 月診療分		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
年 月診療分		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
年 月診療分		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
年 月診療分		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部

レセプト以外

2 提供日時 年 月 日 () 午前・午後 時

3 提供場所

4 提供の方法 閲覧 写しの提供

5 提供時に必要なもの

[提供しない理由（一部提供の場合）]

様

京都府後期高齢者医療広域連合長

死者情報の非提供について（お知らせ）

年 月 日付けで申出のありました死者情報については、下記の理由により、提供しないこととしましたのでお知らせします。

記

1 提供しないこととした死者情報

対象者名

様

レセプト

診療年月	保険医療機関等名
年 月診療分	
年 月診療分	
年 月診療分	
年 月診療分	
年 月診療分	

レセプト以外

2 提供しない理由

様

京都府後期高齢者医療広域連合長

死者情報の不存在による非提供について（お知らせ）

年 月 日付けで申出のありました下記の死者情報については、保有していないため、提供しないことをお知らせします。

記

提供しない死者情報

対象者名

様

レセプト

診療年月	保険医療機関等名
年 月診療分	
年 月診療分	
年 月診療分	
年 月診療分	
年 月診療分	

レセプト以外

--

様

京都府後期高齢者医療広域連合長

死者情報の提供申出の拒否について（お知らせ）

年 月 日付けで申出のありました下記の死者情報に係る提供の申出については、拒否することをお知らせします。

記

1 提供申出を拒否する死者情報

対象者名

様

レセプト

診療年月	保険医療機関等名
年 月 診療分	
年 月 診療分	
年 月 診療分	
年 月 診療分	
年 月 診療分	

レセプト以外

2 提供申出を拒否する理由

提供の申出に係る死者情報の存否の応答が不提供情報の内容が明らかになることにつながるおそれがあるため。

(照会対象者)

様

京都府後期高齢者医療広域連合長

死者情報の提供申出者への提供について（照会）

平素より、本広域連合の事業推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

この度、下記のとおり、死者情報の提供に係る申出がありました。

当該死者情報には、あなたに関する情報も含まれており、当該死者情報を提供すれば、あなたに関する情報も提供することとなります。

つきましては、当該死者情報を提供することについてのご意見をお伺いしますので、別紙「死者情報の提供申出者への提供について（回答）」（以下「回答書」という。）により、年 月 日までにご回答いただくようお願いします。

記

提供申出に係る死者情報	
提供申出のあった日	
提供申出に係る死者情報の公文書に記載されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
回答書の提出先	京都府後期高齢者医療広域連合事務局 連絡先：
回答書の提出期限	年 月 日

【回答書のご記入について】

- 1 提供に支障があると考えられる死者情報については、該当する部分を特定したうえで支障となるご意見等を記入してください。
- 2 提供申出者への提供については、ご回答内容を踏まえ、最終的には本広域連合が決定することとなります。

なお、回答期限までにご回答（ご連絡）がない場合は、提供について支障がないものと判断します。

年 月 日

(あて先) 京都府後期高齢者医療広域連合長

ご回答者名

印

死者情報の提供申出者への提供について (回答)

年 月 日に照会がありました_(死者の氏名) _____様に
係る死者情報の提供について、下記のとおり回答します。

記

提供内容に対する意見等

- 死者情報を提供することについて支障はありません。
- 死者情報を提供することについて以下のとおり支障があります。

注 該当する□には✓印を記入してください。

(照会対象者)

様

京都府後期高齢者医療広域連合長

死者情報の提供申出者への提供について（お知らせ）

平素より、本広域連合の事業推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
 下記のとおり、死者情報の提供申出があり、 年 月 日に提供することと
 しましたので、お知らせします。

記

提供申出に係る 死者情報	
提供することと した理由	
提供することを 決定した日	
提供を実施する日	
本件の連絡先	京都府後期高齢者医療広域連合事務局 課 担当者： 連絡先：

法第78条（保有個人情報の開示義務）関係

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(7) (略)

1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が本広域連合において保有する本人に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、不開示情報以外は開示する義務を負う。

なお、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があり、不開示情報に該当するか否かを判断するに当たっては、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

2 不開示情報の類型

ある情報が本条各号の複数の不開示情報に該当する場合があることから、保有個人情報を開示する場合は、各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。

法第78条第1項第1号・第2号（個人に関する情報）関係

- (1) 開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第1号）

本号が適用されるのは、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（第2号本文）

(1) 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報の該当性を判断する。

(2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。

映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて、「その他の記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

(3) 「他の情報と照合することにより」

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる者が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

(4) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

保有個人情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示とする。

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

3 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（第2号イ）

(1) 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここにいう「法令」には条例も含まれる。

(2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（配偶者の名前や年齢、職業等）等がある。

(3) 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。

「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることを要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものである。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ通知されていなかった場合等がある。

4 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（第2号ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示する。

現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて慎重な検討を行う。

5 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（第2号ハ）

(1) 「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」

「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。

公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、それが他の不開示事由に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が不開示とされることがある。

なお、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、当該公務員等にとっては、職務に関連した私事に関する情報であり、「その職務の遂行に係る情報」には該当しない。

(2) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報のうち、その職名と職務遂行の内容については、不開示としない。

(3) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合に公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得る

ことから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるか否かにより開示・不開示の判断を行う。

なお、職務遂行上の情報に係る本広域連合職員の氏名は、広く公開を行っていないが、派遣元の市町村において、職員録等により本広域連合に配属されていることを知り得る場合、開示請求者が知ることができると解することができるので、当該職員の氏名の取扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報であるため、当該団体において慣行として公にされるなど、開示請求者が知りうる情報であるか否かによって判断する。

法第78条第1項第3号（法人等に関する情報）関係

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」（第3号本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

ア 株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（第3号ただし書）

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合は、当該情報を開示する。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

3 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（第3号イ）

(1) 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(2) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮する。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

4 「任意に提供された情報」（第3号ロ）

(1) 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」

行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は、含まれない。

ただし、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないと条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとしてこれを受託した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、本法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。

また、特定の行政目的以外の目的には利用しないと条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(2) 「法人等又は個人における通例として開示しないとされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないことだけでは足りない。

開示しないと条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないと条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号に該当しない。

法第92条（保有個人情報の訂正義務）関係

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

1 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

訂正請求の対象となるのは「事実」であり、例えば、氏名、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の客観的事項であつて、評価、診断、判定等の主観的事項は、訂正請求の対象とはならない。

2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」

訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行う。

また、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行わない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がない。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行わない。

法第100条（保有個人情報の利用停止義務）関係

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由がある」とは、第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると認めるときである。

その判断は、実施機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び本法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行う。

(1) 第98条第1項第1号に掲げる事項

ア 「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有している場合をいう。

イ 「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用している場合をいう。

ウ 「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により取得している場合をいう。

エ 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」

所定の事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的で利用している場合をいう。

(2) 第98条第1項第2号に掲げる事項

「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」

本法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

2 「当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば、一部の利用停止を行う必要があることをいう。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（第100条ただし書）。

京都府後期高齢者医療広域連合保有個人情報等の安全管理措置

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この安全管理措置は、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）において取り扱う保有個人情報及び特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）について、その適切な取扱いに必要な事項を定めることにより、その漏えい、滅失、毀損等（以下「情報漏えい等」という。）を防止し、適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この安全管理措置における用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）で使用する用語の例による。

2 この安全管理措置において、「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

第2章 管理体制等

(総括保護管理者)

第3条 広域連合に、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者は、事務局長をもって充てる。

3 総括保護管理者は、広域連合における保有個人情報等の管理に関する事務の責任者として、当該事務を統括する。

(保護管理者)

第4条 保有個人情報等を取り扱う課に保護管理者を置く。

2 保護管理者は、課の長又はこれに代わる者をもって充てる。

3 保護管理者は、課における保有個人情報等の適切な管理のため必要な措置を講ずるとともに、職員及び会計年度任用職員（以下「職員等」という。）に必要な指示をし、又は指導しなければならない。

(保護担当者)

第5条 保護管理者を置く課に、保護担当者を置く。

2 保護担当者は、所属職員の中から保護管理者が任命する。

3 保護担当者は、課における保有個人情報等の管理に関する事務について保護管理者を補佐する。

(監査責任者)

第6条 広域連合に、監査責任者を置く。

2 監査責任者は、保有個人情報等の保護対策を担当する課の長又はこれに代わる者をもって充てる。

3 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について、定期的に、又は随時に監査を行う。

(教育研修)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 保護管理者は、当該課の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員等の責務)

第8条 職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

2 総括保護管理者及び保護管理者は、保有個人情報等がこの安全管理措置に基づき適正に取り扱われるよう、職員等に対して必要かつ適切な監督を行う。

第3章 保有個人情報等の適正な取扱い

(アクセス制限)

第9条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性、個人識別の容易性、要配慮個人情報の有無、情報漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質及び程度その他の内容（以下「秘匿性等その内容」という。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員等の範囲及び権限の内容を当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を付与された職員等は、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、業務上の目的であってもアクセスは必要最小限としなければならない。

3 アクセス権限を付与された職員等以外の者は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第10条 職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であって、次に掲げる行為をする場合は、保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は保護管理者の指示に従い当該行為を行うものとする。

(1) 保有個人情報等の複製

- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) 前3号に掲げるもののほか保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
(訂正等)

第11条 職員等は、保有個人情報等の内容について誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第12条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

- 2 職員等は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第13条 職員等は、保有個人情報を含む電磁的記録若しくは媒体の誤送信、誤送付若しくは誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第14条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（情報システムに接続して使用するパーソナルコンピューター（以下「端末」という。）及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法による当該保有個人情報等の消去又は廃棄を行うものとする。

- 2 職員等は、保有個人情報等の消去又は保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員等が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、必要に応じて保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じた台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

- 2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

(取扱区域)

第16条 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

第4章 情報システム等の安全の確保等

第1節 情報システムの安全確保等

(アクセスの制御)

第17条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第25条を除く。）及び次章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセスの制御のために必要な措置を講ずるものとする。この場合の措置内容は、第9条により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合において、パスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）を行うとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

3 職員等は、自己の利用する保有個人情報等に関して認証機能が設定されている場合、その認証機能の適切な運用を行うものとする。

(アクセス記録)

第18条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へアクセスした状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存するとともに、アクセス記録を定期的に、又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第19条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセス監視のため、保有個人情報等を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第20条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第21条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定によるネットワーク経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第22条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第23条 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限るものとし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保管管理者は、前項の保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第24条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化（適切なパスワードの選択、パスワードの漏えい防止の措置等を含む。）を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第25条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第26条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第27条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、仕様書、ネットワーク構成図等の文書について情報漏えい等が行われないう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第28条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第29条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、執務室の施錠、端末の固定等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではいない。

(第三者の閲覧防止)

第30条 職員等は、端末の使用に当たり保有個人情報等が第三者に閲覧されることのないよう、使用状況に応じて情報システムからのログオフ及び端末画面のロックを行うこと並びに端末画面及び情報システムから出力した帳票の閲覧防止を徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(機器又は媒体の接続制限)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、USBメモリ、スマートフォン等の情報を記録する機能を有する機器又は媒体の端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

(媒体又は書類の移送手段)

第32条 この安全管理措置等の手続に基づき、保有個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を外部に持ち出す必要が生じた場合には、容易に情報を読み取れなくする等の措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずるものとする。

第2節 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第33条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い若しくは監視設備による監視又は外部電磁的記録媒体等の持込み、利用若しくは持ち出しの制限若しくは検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第34条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

(保管施設の管理)

第35条 保管管理者は、保有個人情報等を記録する電磁的記録媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認められるときは、前2条に規定する措置に準じて、所要の措置を講ずるものとする。

(執務室等に設置する場合の特例)

第36条 保管管理者は、情報システム室等について、専用の部屋を確保するのが困難である等の理由により執務室内にサーバ等を設置する場合において、必要があると認めるときは、第33条及び第34条に規定する措置に準じて、所要の措置を講ずるものとする。

第5章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第37条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(特定個人情報の提供)

第38条 保管管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第39条 保管管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者、業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査及び番号法に基づき広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置の実施状況等の事項について、書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）である場合を含む。以下この号、第5項及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項。なお、当該事項のうち再委託に際して再委託先に求めるものについては、再委託先が委託先の子会社である場合も、同様に求めるべきこととしなければならない。
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - (5) 個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
 - (9) その他必要な事項
- 2 保管管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。また、契約書に、前項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を明記するものとする。
 - (1) 情報漏えい等の事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項
 - (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止に関する事項
 - (3) 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化及び従業員に対する監督・教育に関する事項
 - (4) 契約内容の遵守状況についての報告の求めに関する事項
 - (5) 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる旨
 - 3 保管管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲を必要最小限にするとともに、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容、その量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも毎年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
 - 4 保管管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において、広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 5 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、保管管理者は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じ、又は自ら第3項の措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。

- 6 保管管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認したうえで、再委託の諾否を判断するものとする。
- 7 保管管理者は、保有個人情報等の取扱い等に係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するとともに、労働者派遣契約が個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとしなければならない（地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣を除く。）。

第6章 サイバーセキュリティの確保

（サイバーセキュリティに関する対策の基準等）

第40条 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

第7章 安全確保上の問題への対応

（事故発生時の対応）

- 第41条 保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員等がこの安全管理措置に違反している事実又は兆候を把握した場合等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれがあると認識した場合に、その事案等を認識した保護担当者は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。この場合において、保護担当者は、時間を要する事実確認を行う前にまず保管管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のため必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況を調査し、統括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに統括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 保護管理者は、個人情報保護法第68条第1項の規定により、保有個人情報等の情報漏えい等その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第43条各号のいずれかに定めるものが生じたときは、速やかに当該情報漏えい等の概要及び再発防止のための措置その他の必要な事項について個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- 5 保護管理者は、前項の場合において、個人情報保護法第68条第2項の規定により同項ただし書きに該当する場合を除き、本人に対し、個人情報保護法施行規則第45条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。
- 6 保護管理者は、特定個人情報の安全の確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれがあると認識した場合には、速やかに当該事案等の内容及び再発防止のための措置その他の必要な事項について個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条各号に掲げる特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態に該当する事案又は当該事案の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 7 保護管理者は、事案の内容等に応じ、統括保護管理者の指示に基づき当該事案の内容、経緯、被害状況等を広域連合長に速やかに報告しなければならない。

（再発防止）

第42条 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している課に再発防止措置を共有するものとする。

（公表等）

第43条 保護管理者は、第41条第4項の報告及び同条第5項の通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への連絡の対応等の措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、公表を行う事案については、その事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに統括保護管理者に情報提供を行うものとする。

3 保護管理者は、第41条第4項の報告及び同条第5項の通知を要しない場合であっても、次に掲げる国民の不安を招きかねない事案のいずれかに該当する場合は、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。

(1) 公表を行う情報漏えい等が発生したとき。

(2) 委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき。

第8章 監査及び点検の実施

（監査）

第44条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、この安全管理措置に係る措置の状況を含む保有個人情報等の管理の状況について定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。第46条において同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第45条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第46条 保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のため、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等を評価し、必要があると認めるときは、職員への教育研修の実施及び業務改善等を行うものとする。

附 則

この措置は、令和5年4月1日から実施する。

京都府後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト

京都府後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト(以下、「チェックリスト」という。)は、京都府後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー(以下、「セキュリティポリシー」という。)第1編第7条に定める自己点検の実施に活用するために作成したものです。

チェックリストはセキュリティポリシー第2編に定める「京都府後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準」に沿って作成しており、本チェックリストに沿った自己点検を通じて当広域連合のセキュリティポリシーの遵守状況を検証し、情報セキュリティ対策を改善する事により、当広域連合の情報セキュリティ水準を維持・向上させる事を目的としています。

京都府後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリスト	回答	該当箇所
1. 組織体制		
(1) 組織体制については、以下の責任者等を配置し、該当者にその責務、権限を説明しているか。		
・最高情報セキュリティ責任者(CISO)については事務局長	○	第2条
・統括情報セキュリティ責任者については業務課長	○	第3条
・情報セキュリティ管理者については統括情報セキュリティ責任者が任命した者	○	第4条
・情報セキュリティ市町村責任者については市町村後期高齢者医療主管課長	○	第5条
・情報セキュリティ市町村管理者については情報セキュリティ市町村責任者が任命した者	○	第6条
(2) 情報セキュリティ対策の実施において、承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、同じ者が兼務していないか。	○	第8条
(3) 情報セキュリティに関する統一的な窓口を設置しているか。	○	第9条
2. 情報資産の分類と管理方法		
(1) 情報資産において、機密性・完全性・可用性ごとの分類・取扱制限について正確に把握しているか。	○	第10条
(2) 情報資産において、セキュリティポリシーを遵守した管理が行われているか。	○	第11条
3. 物理的セキュリティ		
3-1. サーバ等の管理		
(1) サーバ機器等は火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しているか。	○	第12条
(2) 重要情報を格納しているサーバを冗長化しているか。	○	第13条
(3) サーバ機器等の電源は、停電等の電源供給の停止時に備え、適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する予備電源を備えているか。	○	第14条
(4) 通信ケーブル等の損傷等を防止する措置を講じているか。	○	第15条
(5) サーバ機器等の定期保守を実施しているか。	○	第16条
(6) 電磁的記録媒体を内蔵する機器を外部事業者へ修理させる場合は、内容の消去等必要な対応を行っているか。	○	第16条
(7) データセンター以外にサーバ機器等を設置・運用する場合、CISOの承認を得ているか。	○	第17条
(8) 機器の廃棄、リース返却等実施時は、機器内部の記憶装置の全情報を消去する等の措置を講じているか。	○	第18条
3-2. 管理区域の管理		
(1) 管理区域から外部に通ずるドアを必要最小限とし、鍵や監視機能等により許可されていない者の立入りを防止する措置を講じているか。	○	第19条
(2) 管理区域への立入りを許可された者のみに制限し、ICカード、生体認証、入退室管理簿による入退室管理を行っているか。	○	第20条
(3) 職員や外部委託事業者等の管理区域への立入りに関して、身分証明書等の携帯を義務付け、必要に応じ提示を求める対応を行っているか。	○	第20条
(4) 外部からの訪問者の管理区域への立入りに関しては、立入区域の制限や職員の付添いを実施しているか。	△	第20条
(5) 新たに機器を導入する際、既存の情報システムへの影響についてあらかじめ確認しているか。	○	第21条
3-3. 通信回線及び通信回線装置の管理		
(1) 外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、可能な限り接続ポイントを減らしているか。	○	第22条
(2) 機密性2以上の情報資産を取り扱う情報システムの通信回線への接続に関しては、適切なセキュリティ水準を満たす回線を利用しているか。	○	第22条
3-4. 職員等のパソコン等の管理		
(1) 執務室で利用するパソコンの盗難防止策を講じているか。	△	第23条
(2) 電磁記録媒体の情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去する運用としているか。	○	第23条
(3) 情報システムへのログインはパスワードの入力を必要とするよう設定しているか。	○	第23条
(4) 電磁的記録媒体について、データ暗号化機能を備える媒体を備えているか。	○	第23条
4. 人的セキュリティ		
4-1. 職員等の遵守事項		
(1) 職員等は、情報セキュリティポリシーを遵守しているか。	○	第24条
(2) 職員等は、業務以外の目的で情報資産の持ち出しや情報資産へのアクセス等を行っていないか。	○	第24条
(3) 職員等は、離席時のパソコン等のロックや、電磁的記録媒体や文書の容易に閲覧されない場所への保管等の措置を講じているか。	△	第24条
(4) 職員等は、異動、退職等により業務を離れる際は、利用していた情報資産を返却しているか。	○	第24条
(5) 非常勤職員及び臨時職員はセキュリティポリシーを遵守しているか。	○	第25条
(6) 職員等が常にセキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるようにしているか。	○	第26条
4-2. 研修・訓練		
(1) 定期的に情報セキュリティに関する研修を実施しているか。	○	第28条
(2) 緊急時対応を想定した訓練を定期的に行っているか。	○	第30条
4-3. 情報セキュリティインシデントの報告		
(1) 職員等が情報セキュリティインシデントを認知した場合に、必要に応じてCISOにまで報告が行く体制が整えられているか。	○	第32, 33条
(2) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因究明から、記録、再発防止策の検討・実施までの体制が整えられているか。	○	第34条
4-4. ID及びパスワード等の管理		
(1) 自己のIDや共用IDを利用者以外に利用させないようにしているか。	○	第35条
(2) パスワードは安易に漏えいしないように取り扱っているか。	○	第36条

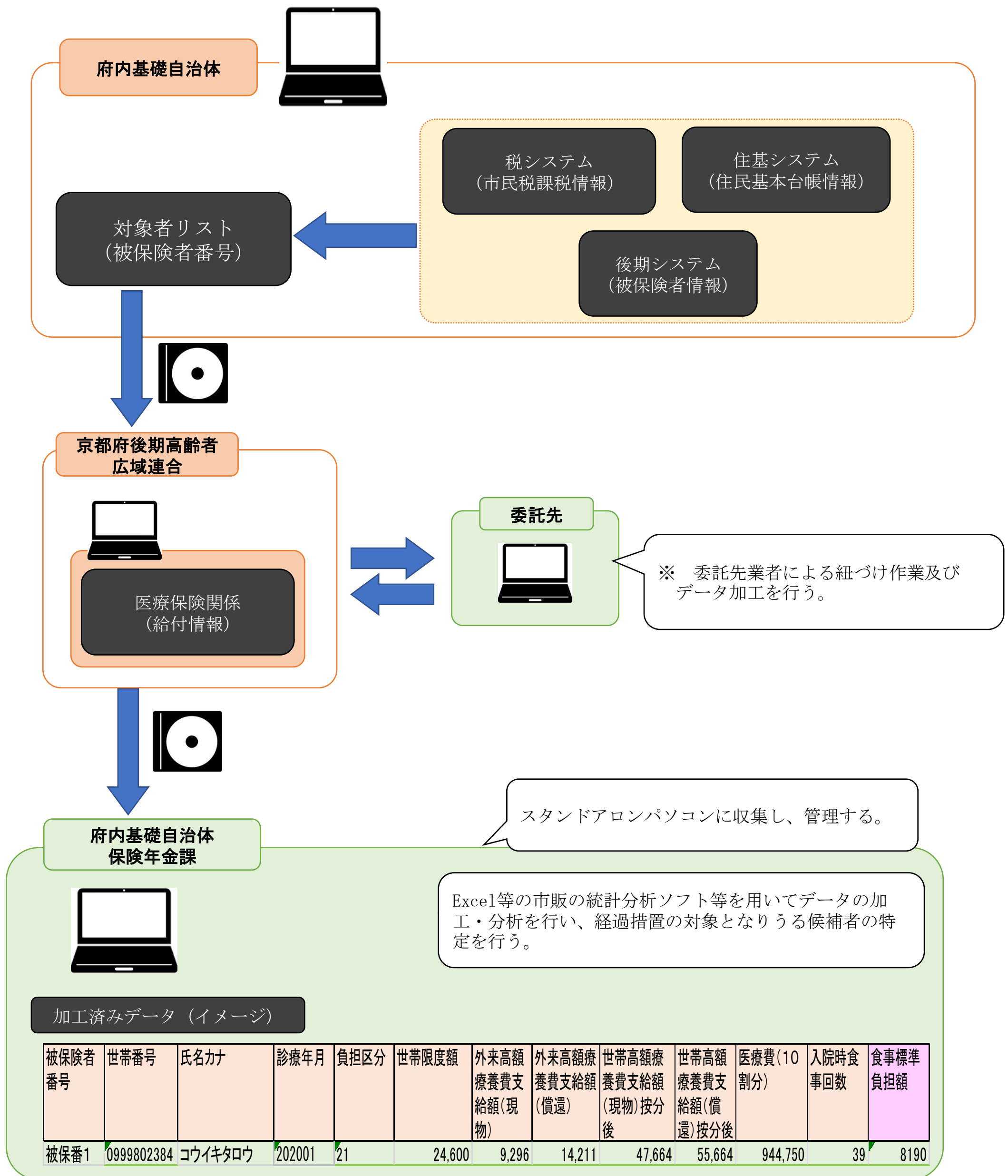
5. 技術的セキュリティ		
5-1. コンピュータ及びネットワークの管理		
(1) 文書サーバの容量を設定し、職員等に周知しているか。	○	第37条
(2) ファイルサーバ等に記録された情報を定期的にバックアップしているか。	○	第38条
(3) 他団体と情報システムに関する情報等を交換する場合、その取扱い事項をあらかじめ定めているか。	○	第39条
(4) 情報システムの運用において実施した作業について、作業者に記録させ、点検を行っているか。また、適切に管理しているか。	○	第40条
(5) ネットワーク構成図、情報システム仕様書について、業務上必要な者のみが閲覧できるよう管理されているか。	○	第41条
(6) 各種ログ及びセキュリティ確保に必要な記録を取得し、一定期間保管しているか。	○	第42条
(7) 取得したログを定期的に点検・分析する機能を設け、第三者からの不正侵入、不正操作等の有無について点検・分析を実施しているか。	○	第42条
(8) システム障害の報告や処理結果、問題を記録し適切に保管しているか。	○	第43条
(9) ネットワークにおけるフィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を適切に設定しているか。	○	第44条
(10) 不正アクセスを防止する為に、ネットワークに適切なアクセス制御を施しているか。	○	第44条
(11) 所管するネットワークを外部ネットワークと接続しようとする際はCISOに許可を得ているか。	○	第45条
(12) 外部ネットワークに接続する際は、ネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を調査し、情報資産に影響がない事を確認しているか。	○	第45条
(13) 接続する外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任について、ネットワーク接続に関する契約において担保しているか。	○	第45条
(14) 複合機が備える機能について適切な設定を行い、情報セキュリティインシデントへの対策を講じているか。	○	第46条
(15) 特定用途機器について、情報セキュリティインシデントが想定される場合、その機器の特性に応じた対策を実施しているか。	○	第47条
(16) 無線LANは導入していないか。導入している場合は、暗号化等の対策を講じているか。	○	第48条
(17) 電子メールは送受信容量の上限を設定し、上限を超える電子メールの送受信を不可能にしているか。	○	第49条
(18) 自動転送機能を用いて電子メールを転送していないか。	○	第50条
(19) 外部に機密性の高いデータを送る際は暗号化やパスワード設定等のセキュリティ対策を実施して送信しているか。	○	第51条
(20) 職員等はパソコンに無断でソフトウェアを導入できない措置を講じているか。	○	第52条
(21) パソコン等に対し、機器の改造及び増設・交換を行えない策を講じているか。	○	第53条
(22) 統括情報セキュリティ責任者の許可なくパソコン等をネットワークに接続できない措置を講じているか。	○	第54条
(23) 業務以外の目的でウェブを閲覧しないような策を講じているか。	○	第55条
5-2. アクセス制御		
(1) アクセス権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限をしているか。	○	第56条
(2) 職員等が外部から内部のネットワークにアクセスする場合は統括情報セキュリティ責任者の許可等を得ているか。	○	第57条
(3) パスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、ログイン後直ちにパスワード変更させるようにしているか。	○	第58条
5-3. システム開発、導入、保守等		
(1) 情報システム開発、導入、保守等の調達に当たっては、調達仕様書に必要とするセキュリティ機能を明記しているか。	○	第60条
(2) 情報システムを開発する場合、システム開発の責任者及び作業者を特定しなければならない。	○	第61条
(3) 情報システムの導入時は、既に稼働している情報システムに接続する前に十分なテストを実施しているか。	○	第62条
(4) システム開発・保守に関連する資料等を適切に保管しているか。	○	第63条
(5) 情報システムに入力されるデータについて、妥当性のチェック機能等を組み込むように情報システムを設計しているか。	○	第64条
(6) 情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しているか。	○	第65条
(7) ソフトウェア更新やパッチ適用時は、他の情報システムとの整合性を確認しているか。	○	第66条
5-4. 不正プログラム対策		
(1) 外部ネットワークから受信したファイルはウイルスチェック等を行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止しているか。	○	第68条
(2) 端末にコンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか。	○	第69条
(3) 端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的実施しているか。若しくは同等の安全性を確保する措置を講じているか。	○	第70条
5-5. 不正アクセス対策		
(1) 使用されていないポートを閉鎖しているか。	○	第71条
(2) サーバに攻撃を受けると認めに足る情報を入手した場合、システムの停止を含む必要な措置を講じる体制が整っているか。	○	第72条
(3) サーバに攻撃を受けていると認められる時は直ちにシステムの停止等の必要な措置を講じているか。	○	第73条
(4) 職員等による不正アクセスを発見した場合、適切な処置を指示しているか。	○	第75条
5-6. セキュリティ情報の収集		
(1) セキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じて関係者間で共有しているか。	○	第78条
(2) 不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じて対応方法について、職員等に周知しているか。	○	第79条
(3) 情報セキュリティに関する情報を収集し、必要に応じて関係者間で共有しなければならない。	○	第80条
6. 運用		
6-1. 情報システムの監視		
(1) セキュリティに関する事案の検知の為に、情報システムを常時監視しているか。	○	第81条
6-2. セキュリティポリシーの遵守状況の確認		
(1) セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認を行っているか。	○	第82条
(2) セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、直ちにセキュリティ管理者に報告をする体制が整っているか。	○	第84条

個人情報保護に係る報告事項

1 事務の名称 (主管課)	府内基礎自治体 (京都市) における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う後期高齢者医療被保険者への経過措置実施に向けた、経過措置対象候補者への通知業務のためのデータ提供に関する事務 [高額療養費、入院時食事療養費、高額介護合算療養費] (総務課・業務課)	
2 報告事項	個人情報の目的外利用・提供 (個人情報保護法第69条)	
3 事務の趣旨及び内容	<p>(1) 趣 旨</p> <p>京都市において、市税条例の改正により、個人市民税の所得割の納税義務のない方に対して個人市民税の均等割が減免される制度が、令和6年1月に廃止される。</p> <p>本減免制度の廃止に伴い、京都市では、後期高齢者医療被保険者のうち、高額療養費の自己負担限度額等が急激に増加するなど等、影響を受ける方を調べるため、令和元年度 (令和元年8月～令和2年7月) 及び令和2年度 (令和2年8月～令和3年7月) の期間、影響を受ける対象者及び影響額の調査 (以下「影響調査」という。) を行ってきた。</p> <p>この度、影響調査の結果を受けて、令和6年度以降、4年間、影響を受ける被保険者に対して、段階的な経過措置が実施されることとなった。それに伴って、令和5年度に経過措置の対象となりうる被保険者に対して、京都市から「経過措置の対象となる可能性がある」旨の通知を行うことから、京都市に対して後期高齢者医療被保険者の医療給付データ等を提供する。</p> <p>なお、本件提供は、公益上の目的で実施するものがあり、被保険者の権利利益を侵害するおそれはないものと考えている。</p> <p>(2) 事務の内容</p> <p>① 当該減免制度の影響を受ける被保険者の被保険者番号について、京都市から提供を受ける。</p> <p>② 提供を受けた被保険者の医療給付データ等 (詳細は別紙事業スキーム参照) を京都市に提供。</p> <p>※ 令和5年11月～令和6年10月の期間、毎月実施予定。</p> <p>③ 京都市において、経過措置の対象となりうる被保険者を特定し、本人に通知。</p> <p>《均等割減免制度の廃止について》</p> <p>個人市民税は、所得に応じて課される「所得割」と、一律に課される「均等割」がある。</p> <p>均等割減免制度は、所得割の納税義務のない方について、均等割も免除する制度で、昭和26年から開始された制度であるが、現在は地方税法で非課税制度が十分に整備されていることなどから、意義が薄れており、地域社会の会費として広く負担を分かち合うという地方税制度の趣旨にそぐわない制度となっている。また、当該減免を実施していた政令市は、近年では京都市だけであり、地方税制度における適正性や公平性を確保するといった観点から、均等割減免制度を廃止することを含む市税条例の改正が、令和2年11月、京都市会において提案され、議決された (令和6年1月1日施行)。</p>	
4 電算処理の内容	(1) 処理サイクル	<input type="checkbox"/> 定期 () <input type="checkbox"/> 今回限り <input checked="" type="checkbox"/> 随時
	(2) 処 理 者	<input type="checkbox"/> 自己処理 (<input type="checkbox"/> 電算担当課処理 <input type="checkbox"/> 主管課処理) <input checked="" type="checkbox"/> 業者委託処理
	(3) 処 理 機 器	<input type="checkbox"/> 汎用機 <input checked="" type="checkbox"/> パーソナルコンピュータ等

	(4) 処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> リモート処理 <input type="checkbox"/> ローカル処理 <input checked="" type="checkbox"/> バッチ処理 <input type="checkbox"/> リアルタイム処理 <input type="checkbox"/> オンライン処理 <input checked="" type="checkbox"/> オフライン処理
	(5) 実施計画 (処理日程等)	令和5年11月～令和6年10月頃実施予定 (令和5年8月から令和6年7月の診療分、月次で提供)
5 電算処理 情報	(1) 入力情報	ア 収録情報名 京都市が令和5年度の対象者として抽出した被保険者についての資格、令和5年度（令和5年8月から令和6年7月診療分）のレセプト及び給付に関する情報
		イ 収録方法 <input checked="" type="checkbox"/> 新規収録 <input type="checkbox"/> 既収録
		ウ 収録対象者 京都市内の当該減免制度廃止の影響を受ける後期高齢者医療の被保険者、医療利用者
	(2) 出力情報	ア 出力内容 収録情報と同じ
イ 出力対象者 収録対象者と同じ		
6 個人情報 保護対策	(1) 電算処理面	ア ID及びパスワードによる操作権限のチェック
		イ 使用記録による不正使用のチェック
		ウ ウイルス対策ソフトの導入
	(2) 運用面	ア 出力情報取扱上の保護対策 提供先に対し、個人情報保護法、提供先の個人情報保護に係る規程その他の個人情報保護に関する規程及び京都府後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーの順守並びにこれに基づく個人情報の保護を確認するとともに、次の事項においても提供先に対して必要な措置を講じることがを求める。 (ア) 個人情報保護についての職員研修の実施 (イ) 守秘義務の徹底 (ウ) 不要磁気情報の抹消等処理 (エ) 委託先における個人情報保護対策
イ 出力情報管理責任者 当該影響調査を担当する課長		
ウ 出力情報保管方法 鍵付金庫等への保管		
7 備考	<p>1 今回の提供依頼は、京都市（保健福祉局保険年金課）である。</p> <p>2 影響調査に係る事務については、提供先である京都市において、令和3年2月8日開催の「令和2年度第5回京都市情報公開・個人情報保護審議会」、また、当広域連合において令和3年5月24日開催の「令和3年度第1回京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会」において、本人以外からの収集、目的外利用・提供等の承認を得ている。</p> <p>3 影響調査に係る事務から変更となる点は、提供頻度（年に1回→月に1回）及び提供項目（1項目「食事標準負担額」追加）である。</p> <p>4 経過措置は、令和6年度から令和9年度（令和6年8月から令和10年7月診療分）について行われる。経過措置の実施にあたってのデータ提供事務については、次年度改めて報告を行う予定である。</p>	

事業スキーム



※ 個人情報の取扱いについては、鍵付金庫等での保管および事業終了後の不要磁気情報の抹消等対策を十分に講じることとする。